愛知県地域防災計画(地震災害対策計画)

新旧対照表(案)

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(題名)	(題名)	
	地震災害対策計画	地震 <u>・津波</u> 災害対策計画	表題の見直し
1	第1編 総則	第1編 総則	
	第1章 計画の目的・方針	第1章 計画の目的・方針	
	第2節 計画の性格 <u>及び基本方針</u>	第2節 計画の性格	
	1 地域防災計画 - 地震災害対策計画 -	1 地域防災計画 - 地震災害対策計画 -	
	<u>(1)(略)</u>	(1)(略)	
	(2) この計画を効果的に推進するため、県及び市町村は、防災に関する	(削除)	構成の見直し
	政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、		
	障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入		
	れた防災体制を確立するよう努めるものとする。		
	$(\underline{3})$ 、 $(\underline{4})$ (略)	(2)、(3) (略)	
1	2 地震防災強化計画	2 地震防災強化計画	法の改正
	大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第6条第1項	_	
	に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)	· ·	
	の地方公共団体は、地域防災計画において、(略)	の地方公共団体は、地域防災計画において、(略)	¥ 6.75-T
2	3 東南海・南海地震防災対策推進計画	3 南海トラフ地震防災対策推進計画	法の改正
	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平	
	成 14 年法律第 92 号) 第 6 条第 1 項に基づき、東南海・南海地震防	<u> </u>	
	災対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防 災計画において、	対策推進地域(以下「推進地域」という。)の地方公共団体は地域防災 計画において、	
	火計画にのいて、 東南海・南海地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整	前回にのいて、 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
	<u>保角/時・角/母地震</u> に関し、地震防火工系志に整備すべる/ 横に関する事項	<u> </u>	
		南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保	
	確保に関する事項	及び迅速な救助に関する事項	
	東南海・南海地震に係る防災訓練に関する事項	南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項	
		関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関	
		係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協	
		力の確保に関する事項	
	 東南海・南海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事	南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	
	項		

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法	を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法	
	では <u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画	では <u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画にお	
	においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定め	いては第2 編「災害予防」及び第3 編「災害応急対策」で定めるもの	
	るものとする。	とする。	
	〔東南海・南海地震防災対策推進地域〕	〔 <u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進地域 〕	
	東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第	<u>南海トラフ地震</u> に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 3	
	3 条第 1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、次の 51 市	条第1 項に基づき、推進地域として指定された地域は、県内の全市町	
	<u>町村(平成 24 年 1 月 4 日現在)</u> である。	<u>村(平成 26 年 3 月 28 日現在)</u> である。	
	<u>名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、</u>		
	豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、		
	<u>犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、</u>		
	<u>知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原</u>		
	市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久		
	手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、		
	阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町		
	4 地震防災対策の実施に関する目標	(削除)	地震防災戦略の廃
_	(略)	OKIDA .	止
3	第5節 東日本大震災を踏まえた今後の対応	(削除)	対策の整理
	<u>(略)</u>		
	 第2章 本県の特質と災害要因	第 2 章 本県の特質と災害要因	
4	第2節 本県における既往の地震とその被害	第2節 本県における既往の地震とその被害	表記の整理
	本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大		1000 <u>10</u> 22
	地震に襲われている。	地震に襲われている。	
	過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海洋型大地震と内陸型大地	過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震の	
	震のタイプに分けることができる。	タイプに分けることができる。	
	1 海洋型大地震	1 海溝型地震	
	(略)	(略)	
5	2 内陸型大地震	2 内陸型地震	
	·····································	· ···································	
	-	第 3 節 社会的条件	
	(1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の	(1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の	法の改正

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
6	変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、災害時要援護者の増大も懸念されている。 (略) 以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成22年で34年連続日本ーとなるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。	変化により、市街地等での建築物の高層化や地下街の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、主に都市部では人口の密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、要配慮者の増大も懸念されている。(略)以上の諸条件は、日本全体に共通する事項ではあるが、都市化が進んだ本県には、より深刻にあてはまることに加え、本県は、製造品出荷額等が平成24年で36年連続日本ーとなるほか、東西交通・物流の要衝であり、ひとたび災害が起きれば日本経済全体への影響は計りしれない。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした様々な災害要因への対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが必要である。	
7	第3章 被害想定 第1節 基本的な考え方 本県に被害を及ぼすと考えられる地震は、 <u>海洋型大地震と内陸型大地震</u> があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について調査、研究を行い、この地域防災計画等における具体的な計画の策定・修正に際しての参考とする。第2節 地震被害の予測 (追加)	があるが、それらの発生の危険性、予測される被害量や被害の様相、	新たな地震被害予 測調査の実施

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	
		第1節 防災の基本理念	
		「日本一の元気を暮らしの豊かさに」を地域づくりの基本目標に、	
		安心安全で、誰もが夢と希望を抱き、活躍する社会の実現をめざし	
		ている本県において、防災とは、県民の生命、身体及び財産を災害	
		<u>から保護する最も基本的で重要な施策である。</u>	
		南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が	
		起きる確率は 70%程度と予測されており、この地域は、巨大地震	
		<u>がいつ起きてもおかしくない状況にある。</u>	
		災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の	
		被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災	
		の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを	
		<u>最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備</u>	
		<u>えていかなければならない。</u>	
		県、市町村を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定	
		及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な	
		役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役	
		割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災	
		活動を促進し、県民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一	
		体となって取組みを進めていかなければならない。	
		また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画	
		<u>その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から</u> 得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	
		<u>待られた教訓を始また紀んり以善を凶うていくこととりる。</u>	
		防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復	
		旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次	
		のとおりである。	
		1 災害予防段階	
		<u>・ 次音 1 704×16</u> 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない	
		場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソ	
		フトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。	
		2 災害応急対策段階	
ı	I	- VCH (O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/O/	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
		(1)発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間	
		の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、	
		生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応	
		急対策に必要な資源を適切に配分する。	
		(2)被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障	
		<u>害者その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。)</u>	
		<u>に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災</u>	
		者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。	
		3 災害復旧・復興段階	
		発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適	
		切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災	
		害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計	
		画的に復興を進める。	
		<i>₩</i>	
		第2節 重点を置くべき事項	
		防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本	
		<u>県の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおり</u>	
		<u>とする。</u> 1 揺れ対策の充実に関する事項	
		<u>・ 描れ対象の光楽に関する事境</u>	
		め、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等	
		や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる	
		建築物の耐震化を促進すること。	
		また、上下水道、道路、鉄道、港湾、漁港、空港、河川、海岸、	
		農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道	
		路については、広域交通ネットワークのリダンダンシーを確保する	
		<u> </u>	
		2 津波及び浸水対策の充実に関する事項	
		津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅	
		速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、海	
		岸保全施設等の整備、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整	
		備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
		軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進	
		<u>すること。</u>	
		3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項	
		大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、	
		発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都	
		道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。	
		また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主	
		<u>体が連携した応急体制の整備に努めること。</u>	
		4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項	
		被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限	
		<u>り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な</u>	
		場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救	
		援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。	
		5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項	
		住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの	
		作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定	
		及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた屋内での待避	
		等の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。	
		6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する	
		事項	
		被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を	
		適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周	
		知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹	
		災証明書の発行体制の整備、被災者台帳の作成及び活用を図るこ	
		<u>と。</u> 	
		7 事業者や住民等との連携に関する事項	
		関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市町村地域防	
		災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市町村と地区居住	
		者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図	
		ること。	
		8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項	
		大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するた	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改 正 案	改正理由
		め、県と市町村は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民 の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備するこ と。	
13	第 <u>4</u> 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任 1 県	第 <u>5</u> 章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 第1節 実施責任 1 県	法の改正
	県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津 波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたる とき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められ るとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、 市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指 定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防 災活動を実施する。 また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、そ の調整を行う。	県は、 <u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u> 県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。 また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。	
	2 市町村 市町村は、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地 震及び津波災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指 定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共 団体の協力を得て防災活動を実施する。	2 市町村 市町村は、 <u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u> 市町村の地域並び に地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するた め、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、 指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施 する。	法の改正
	3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。	3 指定地方行政機関 指定地方行政機関は、 <u>災害対策基本法の基本理念にのっとり</u> 県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。	法の改正
13	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益 性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活 動が円滑に行われるようその業務に協力する。	4 指定公共機関及び指定地方公共機関 指定公共機関及び指定地方公共機関は、 <u>災害対策基本法の基本理念</u> <u>にのっとり</u> その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を 実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業	法の改正

頁		現行(平成25年5月修正)		改正案	改正理由
	また、指定	E公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定	務に協力する	,	
	地方行政機関	引、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、	また、指定	三公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定	
	施設、設備又	ては物資の確保について応援を求めることができる。	地方行政機関	『、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、	
			施設、設備又	ては物資の確保について応援を求めることができる。	
	5 公共的団体	なび防災上重要な施設の管理者	5 公共的団体	な及び防災上重要な施設の管理者	法の改正
	公共的団体	本及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体	公共的団体	なないないでは、近日では、10mmのでは、10mmである。	
	制の整備を図	図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には、応急措置	本理念にのっ	<u>っとり</u> 平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒	
	を実施する。		宣言発令時及	なび災害時には、応急措置を実施する。	
	また、県、	市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。	また、県、	市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。	
	第2節 処理す	「べき事務又は業務の大綱	第2節 処理す	「べき事務又は業務の大綱	
	1 県		1 県		
15	県警察	(15)社団法人愛知県警備業協会との協定に基づき、	県警察	(削除)	表記の整理
		<u>警備員の出動要請を行う。</u>			
	3 指定地方行	可政機関	3 指定地方行	T政機関	
16	東海財務局	(6) <u>災害等緊急時に</u> 応急措置等のため必要があると認	東海財務局	(6) 災害が発生した場合、又は東海地震にかかる警戒	表記の整理
		められるときは、管理する国有財産について、関係		<u>宣言が発せられたときに</u> 応急措置等のため必要があ	
		法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を		ると認められるときは、管理する国有財産について、	
		適切に行う。		関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措	
				置を適切に行う。	
17	東海農政局	(8)被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の	東海農政局	(8)被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通	対策の整理
		融通等について指導を行う。		等について指導を行う。	
17	中部森林管	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需	中部森林管	(4)災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需	表記の整理
	理局	給安定等について、都道府県知事等から要請があっ	理局	給安定等について、都道府県知事等から要請があっ	
		た場合、国有林材の供給 <u>の促進、輸送販売の実施</u> 、		た場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請	
		木材関係団体等への要請等に努め、災害救助及び災		等に努め、災害救助及び災害復旧の実施に協力する	
		害復旧の実施に協力するものとする。		ものとする。) 6th - th-m
	中部経済産	(2)電力及びガスの供給の確保に <u>必要な指導を行う</u> 。	中部経済産	(2)電力及びガスの <u>安定</u> 供給の確保に <u>関すること</u> 。	対策の整理
	業局		業局		1 100 0 ±0.70
18	名古屋地方	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関	名古屋地方	(2)次の地震及び津波に関する警報及び注意報等を関	対策の整理
	気象台	係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求め	気象台	係機関に伝達するとともに、報道機関の協力を求め	
		てこれを公衆に周知する。		てこれを公衆に周知する。	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	ア <u>津波警報・注意報</u> 、地震・津波情報 (4) <u>東南海・南海地震</u> 防災対策推進地域に係る地震、津 波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を する。	ア <u>大津波・津波警報、津波注意報</u> 、地震・津波情報 (4) <u>南海トラフ地震</u> 防災対策推進地域に係る地震、津 波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力を する。	
24	5 指定公共機関 <u>株式会社工</u> (略) <u>ヌ・ティ・</u> <u>ティ・ドコモ</u>	5 指定公共機関 	商号の変更
26	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 建築関係団 一般財団法人愛知県建築住宅センター、公益社団法 体 人愛知建築士会、公益社団法人愛知県建築士事務所協会等は、応急危険度判定の実施について協力する。	一般社団法人化 公益社団法人化
27	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 基本方針 (略) (追加)	第2編 災害予防 第1章 防災協働社会の形成推進 第1節 防災協働社会の形成推進 基本方針 (略) 大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があ ることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、 自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体	対策の整備
28	大地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。 3 県民の基本的責務 (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。	制の構築に努める。 被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。 3 県民の基本的責務 (2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。	表記の整理

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、災害時要援護者を	(3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、 <u>避難行動要支援者</u>	法の改正
	助ける、 <u>避難場所</u> で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、	を助ける、 <u>避難所</u> で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、	
	市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努	市町村等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努	
	めなければならない。	めなければならない。	
	(追加)	4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	法の改正
		(1) 市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事	
		業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防	
		災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自	
		<u>発的な防災活動の推進に努めるものとする。</u>	
		この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に	
		関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災	
		会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行う	
		<u>こととする。</u>	
		<u>(2) 市町村は、市町村地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう</u>	
		市町村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業	
		者から提案を受け、必要があると認めるときは、市町村地域防災計	
		画に地区防災計画を定めるものとする。	
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	
	4 自主防災組織における措置	4 自主防災組織における措置	
29	(1) 平常時の活動	(1) 平常時の活動	法の改正
	オ 地域内の <u>災害時要援護者</u> の把握	オ 地域内の <u>要配慮者</u> の把握	
	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進	
30	(1) ボランティアの受入体制の整備	(1) ボランティアの受入体制の整備	表記の整理
	ア 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに必		
	要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボランティ		
	ア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置する。		
	イ 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣することを		
	協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネーター		
	の派遣を要請する。		
	ウ 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーター		
	は、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティ		
	<u>アセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受</u>		

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	入れを行う。 工 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体との意見交換に努め	<u>ア</u> 県及び市町村は、あらかじめ平常時において定期的に <u>次の(ア)から</u> <u>(ウ)等の</u> 災害発生時の対応や連絡体制について、ボランティア団体	
	ప .	との意見交換に努める。 (ア) 県及び市町村は、災害対策本部内にボランティアの受入れに 必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、県は広域ボラ ンティア支援本部、市町村は災害ボランティアセンターを設置	
		する。 <u>(イ) 県及び市町村は、災害時にコーディネーターを派遣すること</u> <u>を協力するボランティア関係団体(協力団体)にコーディネー</u>	
		ターの派遣を要請する。(り) 県の広域ボランティア支援本部に派遣されたコーディネーターは、全体的な情報提供や後方支援などを、市町村の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボラン	
	<u>オ</u> 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協 力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。	ティアの受入れを行う。 <u>イ</u> 県及び市町村は、防災訓練等においてボランティア関係団体の協力を得て、ボランティア支援本部の立ち上げ訓練を行う。	
33	第2章 建築物等の安全化	第2章 建築物等の安全化	
	(略) (追加)	(略) 大規模かつ広域的な災害時に発生する膨大な業務量(救出・救助活動等の初動対応、道路啓開、がれき処理等の復旧活動、被災者の生活再建支援業務等)を軽減するためにも、住宅等を含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対	対策の整備
	交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている <u>とともに</u> 、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。	策を推進する。 交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会・経済 活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根 幹となるべき使命を担っている <u>ため</u> 、事前の予防措置を日頃から講じ ておくことが重要かつ有効である。	標記の整理
33	第 1 節 建築物の耐震推進 1 - 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進	第1節 建築物の耐震推進 1 県(建設部)及び市町村における措置 (1) 総合的な建築物の耐震性向上の推進	法の改正

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物	地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物	
	の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的	の耐震性の向上を図るため、「耐震改修促進計画」に基づき、総合的	
	な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。	な建築物の耐震性向上の推進を図っていくこととする。	
	(追加)	特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐた	
		めに、優先的に耐震化に取組むべき避難路を指定し、その避難路沿	
		道建築物の耐震診断の結果報告を義務付けることにより、対象建築	
		物の耐震性向上を推進していく。	
	(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行	(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行	
	<u>多数の人が利用する一定規模以上等の特定</u> 建築物に耐震診断・改	不特定多数の人が利用する大規模な建築物等の既存耐震不適格建	
	修の努力義務を課した「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の	築物に耐震診断結果の報告義務及び、多数の人が利用する一定規模	
	適正な施行に努めることとする。	<u>以上等の既存耐震不適格</u> 建築物に耐震診断・改修の努力義務を課し	
		た「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の適正な施行に努める	
		こととする。	
	(追加)	また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、地震で	
		建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に	
		耐震化を取組むべき避難路を指定し、その沿道に所在する、道路を	
		<u>閉塞する可能性のある既存耐震不適格建築物の耐震診断結果の報告</u>	
20		を義務づけることとする。	
33	2 耐震改修促進計画 (1) 既存不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」の	2 耐震改修促進計画	
	(1) 既存不適恰建築物の耐震攻修を促進するため、耐震攻修計画」の 認定制度の適正な施行に努めることとする。	(1) 既存耐震不適格建築物の耐震改修を促進するため「耐震改修計画」	
	部	の認定制度 <u>、建築物の地震に対する安全性に係る認定制度等</u> の適正 な施行に努めることとする。	
	(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により策定した「耐震		
	(2) 建築物の耐震区間の促進に関する法律」により東定した。耐震 改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推	(2) 建築物の耐震区域の促進に関する法律」により保定した 耐震 改修促進計画」に基づき、総合的な既設建築物の耐震性の向上を推	
	進していくこととする。	進していくこととする。	
	(追加)	また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによ また、同法に基づき指定した、地震で建築物が倒壊することによ	
	(EnH)	る避難路の閉塞を防ぐために優先的に耐震化を取組むべき避難路の	
		沿道建築物の耐震性向上について、特に推進するために、その対象	
		路線を指定し、耐震診断の結果報告の期限を定めることとする。	
	(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上	(3) 学校、病院、百貨店、事務所等多数の人が利用する一定規模以上	
	等の特定建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及び耐震改修	等の既存耐震不適格建築物の所有者・管理者等に対し、耐震診断及	
	の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発するものとす	び耐震改修の実施について、パンフレットなどにより普及・啓発す	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	ే .	るものとする。	
34	4 一般建築物の耐震性の向上促進	4 一般建築物の耐震性の向上促進 <u>及び減災の推進</u>	法の改正
	(追加)	(2) 民間住宅の減災化施策の促進	
		県は、旧基準住宅(昭和56 年5 月以前着工)を対象に市町村の実	
		施する減災化促進に関する補助事業に助成することにより、旧基準	
		住宅の減災化の促進を図るものとする。	
	(2) 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進	<u>(3)</u> 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進	
	県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を	県は、一般建築物所有者が、必要に応じ耐震診断及び耐震改修を	
	行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとす	行い、その対策を講じていただくよう普及・啓発に努めるものとす	
	వ 。	ర 。	
	なお、県は、民間の特定建築物 <u>及び</u> 防災上重要な建築物に対する	なお、県は、民間の特定 <u>既存耐震不適格</u> 建築物 <u>、</u> 防災上重要な建	
	市町村の耐震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促	築物 <u>及び、県又は市町村が耐震診断及び耐震改修の促進を図る必要</u>	
	進を図るものとする。	<u>があると認める避難路の沿道に所在する建築物</u> に対する市町村の耐	
		震診断費補助事業に助成することにより、耐震診断の促進を図るも	
		のとする。	
	(追加)	また、耐震改修促進法に基づき耐震診断の結果報告が義務づけら	
		れている建築物に対する市町村の耐震改修費補助事業に助成するこ	
		とにより、耐震改修の促進を図るものとする。	
	また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震	また、県、市町村及び建築関係団体で構成する愛知県建築物地震	
	対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対	対策推進協議会は、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など震前対	
	策等の推進に努め、県内の国立3大学法人、県、名古屋市等で構成	策等の推進に努め、県内の国立3 大学法人、県、名古屋市等で構成	
	する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽	する愛知建築地震災害軽減システム研究協議会は、有機的に災害軽	
	減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとす	減システムの研究を推進し、その研究成果を広く普及するものとす	
	る。 (2) (4) (15)	る。	
	(<u>3</u>)(<u>4</u>) (略) 第2節 交通・ライフライン関係施設等の整備	(<u>4</u>)、(<u>5</u>) (略) 第 2 節 交通・ライフライン関係施設等の整備	
36	第2即 父週・ライフライン関係他改寺の金帽 2 道路施設	第2即 交通・ライフライン関係他設等の登開 2 道路施設	 法の改正
30	2 追踪地段 (追加)	2 垣崎旭設 (3) 沿道建築物に耐震診断を義務づける道路の指定	IAVIXIL
	(\= \n)	10	
		震改修の促進に関する法律」に基づき、広域的な避難、救助の観点	
		から必要な道路を、沿道建築物に耐震診断の結果の報告を義務づけ	
		<u>から必要な延縮と、力速延来物に耐機能断の加来の報告と義務がりか</u> る道路として指定する。	,
I	l .		I

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(3) 応急復旧作業のための事前措置	(<u>4</u>) 応急復旧作業のための事前措置	
38	5 空港	5 空港	対策の整理
	中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場について、震災状況の迅速な	中部国際空港及び愛知県名古屋飛行場について、震災状況の迅速な	
	把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航	把握並びに救援物資及び災害応急対策要員の緊急輸送を図るため、航	
	空保安施設の耐震措置の強化を推進する。	空保安施設の耐震措置の強化 <u>等</u> を推進する。	
39	6 港湾・漁港・海岸・河川	6 港湾・漁港・海岸・河川	誤訂正
	(3) 海岸	(3) 海岸	
	イ 水門、陸閘等の改築、補修	イ 水門、陸閘等の改築、補修	
	老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。	老朽化により機能低下している水門、陸閘等を改築、補修する。	
	また、必要に応じて開閉門操作の自動化、遠隔操作等を図る。	また、必要に応じて開閉門操作の自動化、遠隔操作 <u>化</u> 等を図る。	
42	10 県工業用水道	10 県工業用水道	
	(1) 耐震性の強化	(1) 耐震性の強化	一般社団法人化、
	工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施	工業用水道施設の建設、改良等にあたっては、大規模な出水、施	公益社団法人化
	設の損壊等の二次災害を防止するため、 <u>「工業用水道施設の耐震性強</u>	設の損壊等の二次災害を防止するため、 <u>「工業用水道施設更新・耐</u>	対策の整備
	化及び緊急時対応に関する検討報告書(社団法人日本工業用水協	<u>震・アセットマネジメント指針</u> 「水道施設耐震工法指針・解説(<u>公</u>	
	<u>会)」</u> 「水道施設耐震工法指針・解説(<u>社団法人日本水道協会</u>)」等に	<u>益社団法人日本水道協会</u>)」等に基づき、耐震設計、耐震施工に考慮	
	基づき、耐震設計、耐震施工に考慮して実施する必要がある。	して実施する必要がある。	
42	1 1 下水道	11 下水道	表記の整理
	下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、 <u>国に</u>	下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たっては、「下水	
	<u>よる</u> 「下水道施設の耐震対策指針と解説」に適合させ、かつ、地域	道施設の耐震対策指針と解説 <u>(公益社団法人日本下水道協会)</u> 」に適	
	や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	合させ、かつ、地域や地質の実状に応じて必要な対策を講じる。	
	(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策	(2) ポンプ場、終末処理場施設の対策	対策の整理
	最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次	最低限の下水処理機能を確保できないと予測される施設から順次	
	補強する。	補強する。	
	なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だ	なお、液状化のおそれのある地盤に築造する場合には、構造物だ	
	けでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。	けでなく、埋設配管の基礎についても地盤改良等の対策を実施する。	
	(追加)	また、商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設	
		<u>備等を整備する。</u>	
43	(6) 民間団体の協力	(6) 民間団体の協力	表記の整理
	本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本	本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本	
	下水道管路管理業協会愛知県部会 <u>の構成会社と毎年度当初に</u> 協定を	下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し被災後に被災状況	
	締結し被災後に被災状況調査(管内テレビカメラ調査)を実施する。	調査(管内テレビカメラ調査)を実施する。	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
具 44	1 2 通信施設	1 2 通信施設	以止生田
	(1) 電気通信	(1) 電気通信	商号の変更
	イ 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	イ 株式会社NTTドコモ	向与の交叉
	株式会社エヌ・テイ・テイ・ドコモは、移動通信事業の公共性を	株式会社NTTドコモは、移動通信事業の公共性を鑑み、災害時	
	鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防	においても通信の確保ができるよう、設備の耐震・防火・防水、伝	
	火・防水、伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然	送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図って	
	防止を図っている。	いる。	
	(ク) i モード災害用伝言板サービス	(ク) i モード災害用伝言板サービス	
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモは、被災地域への通信の疎通	株式会社NTTドコモは、被災地域への通信の疎通確保対策とし	
	確保対策として、 i モード災害用伝言板サービスを運用する。	て、 i モード災害用伝言板サービスを運用する。	
	13 農地及び農業用施設	13 農地及び農業用施設	
47	(2) ため池等の整備	(2) ため池等の整備	対策の整理
	既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化し	既設の農業用ため池は築造年次が古く、堤体、樋管等が脆弱化し	
	ているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基	ているものが多いため、地震による決壊のおそれがあるものを耐震基	
	準に適合した構造に改修する。	準に適合した構造に改修する。	
	ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等	ため池等の被災は、農地、農業用施設のみならず公共施設・住宅等	
	に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるため	に多大な影響を及ぼすことから、耐震性をより一層向上させるため	
	に、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。	に、ため池・海岸堤防の耐震補強整備を行う。	
	(追加)	また、決壊した場合、人家や公共施設などに甚大な被害が及ぶ恐れ	
		のあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報	
		<u>提供を図るものとする。</u>	
	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	
48	3 地震防災緊急事業五箇年計画	3 地震防災緊急事業五箇年計画	表記の整理
	(2) 計画の対象地域は、 <u>東南海・南海地震防災対策推進地域を含む、</u>	(2) 計画の対象地域は、愛知県全域	
	愛知県全域		
49	(3) (略)	(3) (略)	
	第13号 砂防 <u>施設</u> 、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地す	第13号 砂防 <u>設備</u> 、森林等の保安施設事業に係る保安施設、地す	表記の整理
	べり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設	べり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設	
	であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必	であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必	
	要なもの	要なもの	
	第3章 都市の防災性の向上	第3章 都市の防災性の向上	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	基本方針	基本方針	
	都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、	都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、	
	道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進	道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進	
	し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事	し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事	
	業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。	
	(追加)	<u>広域かつ大規模な災害においては、応援部隊の活動拠点や仮設住宅</u>	対策の整備
		建設、がれきの仮置場となる空地が不足することが想定されるため、	
		予めオープンスペースの活用方法について調整しておく。	
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備	
	県(建設部)、市町村における措置	県(建設部)、市町村における措置	
51	(2) 都市における公園等の整備	(2) 都市における公園等の整備	表記の整理
	(略)	(略)	
	都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あ	都市公園は、過去の例が示すように震災時の避難場所、避難路あ	
	るいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都	るいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、都	
	市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増	市公園の量的拡大そのものが、防火帯や避難場所等の防災機能の増	
	大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。	大を果たすことになることから、その整備を積極的に推進していく。	
	今後は、震災時の避難場所、避難路、防災活動拠点として機能す	(削除)	
	るよう、愛・地球博記念公園を始め、県内の都市公園(防災公園)		
	<u>の整備を積極的に推進していく。</u>		
	 第5章 地盤災害の予防	第5章 地盤災害の予防	
	第2節 液状化対策の推進	第2節 液状化対策の推進	
	県(防災局、建設部)における措置	県(防災局、建設部)における措置	
56	(1) 液状化危険度の周知	(1) 液状化危険度の周知	新たな地震被害予
	(略)	(略)	測調査の実施
	また、平成4 年度に行った東海地震被害予測調査の中で、500m	また、平成4 年度に行った東海地震被害予測調査の中で、500m	
	メッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村	メッシュ単位における液状化の危険度判定を実施し、県民、市町村	
	を始め各防災関係機関に公表したところであり、平成14 年度及び平	を始め各防災関係機関に公表したところであり、平成14 年度及び平	
	成15 年度の東海地震・東南海地震等被害予測調査 <u>の中でも同様に実</u>	成15 年度の東海地震・東南海地震等被害予測調査の中でも同様に実	
	<u>施した。</u>	施した。(新たな地震被害予測調査について追記予定)	
	第4節 土砂災害の防止	第4節 土砂災害の防止	
	中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置	中部地方整備局及び県(建設部、農林水産部)における措置	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
58	(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備	(2) 土砂災害警戒区域等に関する警戒避難体制の整備	表記の整理
	【山地災害危険地区】	【山地災害危険地区】	
	山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、	山崩れ、地すべり又はこれらによって発生した崩壊土砂により、	
	人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区に	人家・公共施設等に被害を与えるおそれのある山地災害危険地区に	
	ついて <u>調査点検し、保安林又は保安施設地区に指定して、治山事業</u>	ついて <u>災害を未然に防止するため、必要な対策を講じる。</u>	
	を積極的に推進する。		
	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	第6節 被災宅地危険度判定の体制整備	
	県 (建設部)及び市町村における措置	県(建設部)及び市町村における措置	
59	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録	(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録	名称変更
	県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された <u>被災宅地危</u>	県は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された <u>震後対策部</u>	
	<u>険度判定推進部会</u> により、市町村と協力して土木・建築技術者等を対	<u>会被災宅地危険度判定分科会</u> により、市町村と協力して土木· 建築技	
	象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものと	術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努	
	する。	めるものとする。	
	 第6章 防災施設等の整備	第6章 防災施設等の整備	
	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	防災施設・設備及び災害用資機材の整備	
	7 その他施設・設備等	7 その他施設・設備等	表記の整理
	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な <u>ブルドー</u>	災害のため被災した道路河川等の損壊の復旧等に必要な土木機械等	
	<u>ザー、ダンプカー、トラック等の</u> 土木機械等を整備、改善並びに点検	を整備、改善並びに点検するとともに、地震災害により一般的な車輌	
	するとともに、地震災害により一般的な車輌では通行不能な場合に備	では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や	
	え、走破性の高い災害対策用の車輌の導入や舟艇を配備する。	舟艇を配備する。	
64	 第7章 避難者・ <u>災害時要援護者</u> 対策	 第7章 避難者・ <u>要配慮者</u> 対策	法の改正
	基本方針	基本方針	
64	市町村長等は、あらかじめ避難場所や避難所の <u>選定</u> 及び整備、避難	市町村長等は、あらかじめ <u>指定緊急</u> 避難場所や <u>指定</u> 避難所の <u>指定</u> 及	
	計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する	び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、	
	知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとする。	避難に関する知識の普及を図り、県民の安全の確保に努めるものとす	
		ర ి.	
	県、市町村及び <u>災害時要援護者</u> が利用する社会福祉施設等の管理者	県、市町村及び <u>要配慮者</u> が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人	
	は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6 年愛知県条	にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6 年愛知県条例第33	
	例第33 号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるととも	号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要	
	に、 <u>災害時要援護者</u> に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活	<u>配慮者</u> に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努め	

頁		現行(平)	成 25 年 5 月修正)		改	正案	改正理由
	動などに努め	うる 。		る。			
	市町村にあ	5っては、 <u>災害時</u>	要援護者を適切に避難誘導し、安否確認	市町村にあ	っては、 <u>避難行</u>	<u>動要支援者</u> を適切に避難誘導し、安否確	
	を行うため、	地域住民、自主	防災組織、民生委員・児童委員、介護保	認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護			į
	険事業者、 障	津富福祉サービス	事業者、ボランティア団体等の多様な主	保険事業者、	:		
	体の協力を得	昇ながら、平常時	より、 <u>災害時要援護者</u> に関する情報を把	主体の協力を	得ながら、平常	時より、 <u>避難行動要支援者</u> に関する情報	ł
	握の上、関係者との共有に努めることとする。また、災害時要援護者			を把握の上、	関係者との共有	に努めることとする。また、 <u>避難行動要</u>	<u>i</u>
	への対応を強	館化するため、情	報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、	<u>支援者</u> への対	 応を強化するた	め、情報伝達体制の整備、避難誘導体制	
	避難訓練の乳	€施を一層図るも	のとする。その際には、 <u>災害時要援護者</u>	の整備、避難	訓練の実施を一	層図るものとする。その際には、内閣府	<u> </u>
	の避難対策は	<u> 関する検討会(</u>	内閣府・消防庁・厚生労働省・国土交通	<u>が作成した「</u>	<u>避難行動要支援</u>	者の避難行動支援に関する取組指針」や	∠
			<u>の避難支援ガイドライン」を踏まえ、</u> 県			害時要援護者支援体制マニュアル」 <u>など</u>	<u>-</u>
			時要援護者支援体制マニュアル」を活用	を活用するも	のとする。		
	するものとする。						
	主な機関の	1		主な機関の			-
	第2節	市町村	(1) 避難所等 <u>収容施設</u> の整備	第2節	市町村	(1) 避難所等の整備	法の改正
	避難所の整		(2) 避難所の指定	避難所の整		(2) <u>指定</u> 避難所の指定	
	備		(3)、(4) (略)	備		(3)、(4) (略)	
	第6節	県、市町村、	(1) (略)	第6節	県、市町村、	(1) (略)	
	災害時要援	社会福祉施設	(2) 在宅 <u>者対策</u>	要配慮者の	社会福祉施設		
	護者の安全	等管理者	(追加)	安全対策	等管理者	(3) 避難行動要支援者対策	
	対策		(<u>3</u>) (略)			(<u>4</u>) (略)	
	第1節 避難場			第1節 避難場)
65	市町村における) 括直		市町村における措置			法の改正
	(追加)					の及ばない場所・施設を指定緊急避難場	-
						に定める基準に従って指定し、災害の危 ののなみが選挙はも70円まる。	<u> </u>
						の安全な避難先を確保する。	
	(1) 広域避難場所の選定			(1) 広域避難	技術所の選正		
	(略)	この数件		(略) 第2節 避難所	の数件		
	第2節 避難所 市町村における			弗 2 即 妊無所 市町村における			
65		o 指直 等収容施設の整備		中町村における (1) 避難所等	****		法の改正
65			応じた避難者数を想定し、さらに市町村	, , , , , , , , , , , , ,		応じた避難者数を想定し、さらに市町村	
I	LD ₪ 1 4 7 1 4	よ、心場の夫情に	心した歴無白数を忍足し、こりに印画的	口面几个几	は、地域の美情に	.心しに煙無白数で窓足し、こりに甲門門	, l

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等 <u>収容施設</u> の整	相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図	
	備を図る。	る 。	
	(2) 避難所の指定	(2) <u>指定</u> 避難所の指定	法の改正
	ア 市町村は、住民に身近な施設を避難所に指定するものとする。指	ア 市町村は、 <u>避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であるこ</u>	
	定に際しては、二次災害などのおそれがないこと、立地条件や建物	とに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保す	
	の構造等を考慮し、安全性が十分確保されていること、主要道路等	る観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策	
	との緊急搬出入用災害アクセスが確保されていること、環境衛生上	<u>基本法施行令に定める基準に従って指定する</u> ものとする。	
	<u>問題のないことなどを検討しておく</u> ものとする。		
66	イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保	イ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保	
	するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、 <u>災害時要援</u>	するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、 <u>要配慮者</u> 等	
	<u>護者</u> 等に対応できるスペースを確保するものとする。	に対応できるスペースを確保するものとする。	
	<一人当たりの必要占有面積> (表:略)	<一人当たりの必要占有面積> (表:略)	
	介護が必要な <u>災害時要援護者</u> のスペース規模は、収容配	介護が必要な <u>要配慮者</u> のスペース規模は、収容配置上の	
	置上の工夫を行う。	工夫を行う。	
	また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める	また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める	
	必要がある。	必要がある。	
	ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の	ウ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の	
	管理者との協議により、 <u>要援護</u> 高齢者、障害者等が相談等の必要	管理者との協議により、 <u>配慮を要する</u> 高齢者、障害者等が相談等	
	な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備し	の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を	
	た福祉避難所の選定に努める。	整備した福祉避難所の選定に努める。) 675 - +6744) -
	(3) 避難所が備えるべき設備の整備	(3) 避難所が備えるべき設備の整備	対策の整備、法の
	避難所にテント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空	避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境	改正
	調、洋式トイレなど <u>災害時要援護者</u> にも配慮した施設・設備の整備	の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、毛布等	
	に努める。	の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど <u>要配慮者</u> にも配慮し	
00		た施設・設備の整備に努める。	社会の数理
66	(4) 避難所の運営体制の整備	(4) 避難所の運営体制の整備	対策の整理
	市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュ	市町村は、県が平成9年度に作成した「愛知県避難所運営マニュ	
	アル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整	アル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所運営体制の整	
	備を図るものとする。	備を図るものとする。	
	(追加)	なお、避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭	
		<u>に置いた運営体制を検討する。</u>	

	辰火舌刈来引	ъ т ф	76.TT TE eb
頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	第3節 避難道路の確保と交通規制計画	第3節 避難道路の確保と交通規制計画	
	(2) 避難道路の選定	(2) 避難道路の選定	表記の整理
	イ 地盤が <u>耐震的</u> で、地下に危険な埋設物がないこと。	イ 地盤が <u>堅固</u> で、地下に危険な埋設物がないこと。	
68	第6節 <u>災害時要援護者</u> の安全対策	第6節 <u>要配慮者</u> の安全対策	
	県(健康福祉部、地域振興部、防災局) 市町村及び社会福祉施設等管理		
	者における措置	者における措置	
	(1) 社会福祉施設等における対策	(1) 社会福祉施設等における対策	法の改正
	エ 防災教育・防災訓練の実施	エ 防災教育・防災訓練の実施	
	市町村及び施設等管理者は、 <u>災害時要援護者</u> が自らの対応能力	市町村及び施設等管理者は、 <u>要配慮者</u> が自らの対応能力を高め	
	を高めるため、個々の <u>災害時要援護者</u> の態様に合わせた防災教育	るため、個々の <u>要配慮者</u> の態様に合わせた防災教育や防災訓練の	
	や防災訓練の充実強化を図るものとする。	充実強化を図るものとする。	
	(2) 在宅 <u>者対策</u>	(2) 在宅 <u>の要配慮者対策</u>	法の改正
	アー災害時要援護者等の状況把握	(削除)	
	市町村は、災害の発生に備え、災害時要援護者名簿を整備し、		
	災害発生時に効果的に利用することで、災害時要援護者に対する		
	<u>援護が適切に行われるように努めるものとする。</u>		
	また、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携		
	して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定		
	等に努めるものとする。		
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	ア 緊急警報システム等の整備	
	ー 市町村は、災害時要援護者の対応能力を考慮した緊急警報シス	ー 市町村は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの	
		 整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を	
	確立を図るものとする。	図るものとする。	
	ウ 応援協力体制の整備	イの液接協力体制の整備	
	市町村は、被災時の <u>災害時要援護者</u> の安全と入所施設を確保す	市町村は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、	
	るため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボ	医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティ	
	ランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の	ア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努	
	確立に努めるものとする。	めるものとする。	
69	エ 防災教育・防災訓練の実施	ウ 防災教育・防災訓練の実施	
	市町村は、災害時要援護者が自らの対応能力を高めるため、個々	市町村は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要	
	の災害時要援護者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強	配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るも	
	化を図るものとする。	のとする。	
	10で図る 00/にする。	V ⊂ 7 ⊗₀	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	(3) 避難行動要支援者対策	法の改正
		ア 市町村は、災害時において自ら避難することが困難であって、	
		<u>円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要</u>	
		<u>支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載</u>	
		する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割	
		<u>分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新</u>	
		に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、	
		<u>細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるもの</u>	
		<u>とする。</u>	
		<u>イ 避難行動要支援者名簿の整備等</u>	
		(ア) 要配慮者の把握	
		市町村は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われる	
		よう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者等の情報	
		を把握するものとする。	
		(イ) 避難行動要支援者名簿の作成	
		市町村は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援	
		区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定	
		し、市町村内部組織及び県その他の関係者の協力を得て、氏名・	
		生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避 難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要	
		<u> </u>	
		まらない者であっても、要配慮者自らが名簿への掲載を求めた	
		場合には柔軟に対応できることとすること。	
		(ウ) 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	
		1	
		害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要と	
		なる情報を適宜更新し、関係者間で共有すること。	
		(I) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供	
		市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自	
		主防災組織その他、避難行動要支援者名簿に登載された情報を	
		事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計	
		<u> 画であらかじめ定めておく。</u>	

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
69	(3) 外国人等に対する対策 県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 イ 地域全体で災害時要援護者への支援システムや救助体制の整備に努めるものとする。 ウ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。	併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。 また、市町村は、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけにより、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて説明し、意思確認を行う。 (4) 外国人等に対する対策県、市町村及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人県民や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。 イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努めるものとする。ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。	表記の整理
71	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市町村における措置 (3)立入検査強化の指導	第8章 火災予防・危険性物質の防災対策 第1節 火災予防対策に関する指導 1 市町村における措置 (3)立入検査 <u>の強化</u>	表記の整理
75	第9章 津波予防対策 第2節 津波防災体制の充実 1 県(防災局、関係部局)及び関係市町村における措置 (2)津波警報、避難勧告等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に 結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく ものとする。その際、 <u>高齢者や障害者等の災害時要援護者</u> や一時滞 在者等に配慮するものとする。 2 関係市町村における措置 (3)高齢者や障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の <u>災害時要援護者</u> を	る。 2 関係市町村における措置	法の改正

頁	<u> </u>	現行(平成	25 年 5 月修正)		改	正案	改正理由
	等の協力を	得ながら、平常時	持より <u>災害時要援護者</u> に関する情報の把	力を得なか	がら、平常時より <u></u>	<u>要配慮者</u> に関する情報の把握・共有、避	
	握・共有、	避難誘導体制の整	≧備を図るものとする。	難誘導体制	側の整備を図るもの	のとする。	
	(5) 津波発生	=時の避難について	ては、徒歩によることを原則とするが、	(5) 津波発生	E時の避難について	ては、徒歩によることを原則とするが、	法の改正
	各地域にお	いて、津波到達明	持間、避難場所までの距離、 <u>災害時要援</u>	各地域にお	さいて、津波到達明	寺間、避難場所までの距離、 <u>要配慮者</u> の	
	<u>護者</u> の存在	E、避難路の状況等	等を踏まえて、やむを得ず自動車により	存在、避難	性路の状況等を踏ま	まえて、やむを得ず自動車により避難せ	
	避難せざる	るを得ない場合は、	避難者が自動車で安全かつ確実に避難	ざるを得な	い場合は、避難	当が自動車で安全かつ確実に避難できる	
	できる方策	きをあらかじめ検討	するものとする。なお、検討にあたっ	方策をあり	らかじめ検討する=	ものとする。なお、検討にあたっては、	
	ては、県警	警察と十分調整して	つつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方	県警察と	−分調整しつつ、目	自動車避難に伴う危険性の軽減方策とと	
	策とともに	こ、自動車による過	 難には限界量があることを認識し、限	もに、自動	カ車による避難にl	t限界量があることを認識し、限界量以	
	界量以下に	-抑制するよう各地	也域で合意形成を図るものとする。	下に抑制す	「るよう各地域で お	合意形成を図るものとする。	
	第4節 津波防	り災事業の推進		第4節 津波隊	が災事業の推進		
	1 県(防災局、	、建設部、関係部	局)及び関係市町村における措置	1 県(防災局	、建設部、関係部	『局)及び関係市町村における措置	
77	(3) 行政関連	萨設、 <u>災害時要接</u>	<u> 護者</u> に関わる施設等については、でき	でき (3) 行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ			
	るだけ浸水	くの危険性の低い場	易所に立地するよう整備するものとし、	つとし、 浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを			
	やむを得す	「浸水のおそれのあ	5る場所に立地する場合には、建築物の	得ず浸水の			
	耐浪化、非	常用電源の設置場	易所の工夫、情報通信施設の整備や必要	非常用電源			
	な物資の備	i蓄など施設の防災	そ 拠点化を図るとともに、中長期的には	備蓄などが			
	浸水の危険	性のより低い場所	fへの誘導を図るものとする。また、f	険性のより	0低い場所への誘導	尊を図るものとする。また、庁舎、消防	
	舎、消防署	8、警察署等災害风	5急対策上重要な施設の津波災害対策に	署、警察署	等災害応急対策上	:重要な施設の津波災害対策については、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ついては、	特に万全を期する	らものとする。	特に万全を	E期するものとする	ડ ે.	
	第10章 広域	ば応援体制の整備 しょうしん		第10章 広境	域応援体制の整備		
	主な機関の			主な機関の			
8	第2節	県、市町村	1(1)、(2) (略)	第2節	県、市町村	1(1)、(2) (略)	対策の整理
	広域応援体		1(3) 相互応援協定の締結	広域応援体		1(3) 応援協定の締結等	
	制の整備		1(4) (略)	制の整備		1(4) (略)	
		 防災関係機関	2 要請手続等の整備	111		2 応援協定の締結等	11
	第3節	県、市町村	(略)	第3節	県、市町村	(略)	11
	救援隊等に			救援隊等に			
	よる協力体			よる協力体			
	制の整備		2 広域緊急援助隊等	.┃ 制の整備			組織改正

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	第2節 広域応援体制の整備	第2節 広域応援体制の整備	
79	1 県(防災局)及び市町村における措置	1 県 (防災局 <u>、各部局</u>) 及び市町村における措置	対策の整理
	(3) <u>相互</u> 応援協定の締結	(3) 応援協定の締結 <u>等</u>	
	市町村は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な応援措	県及び市町村は、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互	
	置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により、他の市町	<u>応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第8条、第49条</u>	
	村との間で災害に関し、物資等の提供、あっせん及び人員の派遣な	<u>の2及び同条の3</u> の規定 <u>等</u> により、応援協定を締結する <u>など必要な措</u>	
	<u>どについて</u> 応援協定を締結するよう努める。	<u>置を講ずる</u> よう努める。	
	2 防災関係機関における措置	2 防災関係機関における措置	
	防災関係機関 <u>相互における応援要請又は応急措置の要請について</u>	防災関係機関 <u>は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援</u>	
	<u>は、あらかじめ手続等を定めておく。</u>	や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の	
		3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努	
		<u>める。</u>	
	第3節 救援隊等による協力体制の整備	第3節 救援隊等による協力体制の整備	
80	2 県警察に置ける措置	2 県警察に置ける措置	組織改正
	(1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	(1) 県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	
	に都道府県警察の相互支援を行う <u>広域緊急援助隊</u> 等の災害警備能力	に都道府県警察の相互支援を行う <u>警察災害派遣隊</u> 等の災害警備能力	
	の向上に努めるものとする。	の向上に努めるものとする。	
	(2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき <u>広域緊急援助隊</u> 等の応援	(2) 県警察は、警察法第60条の規定に基づき <u>警察災害派遣隊</u> 等の応援	
	を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるも	を受けた場合、部隊活動が迅速、的確に実施できるように努めるも	
	のとする。	のとする。	
81	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	第11章 防災訓練及び防災意識の向上	
	基本方針	基本方針	
	(略)	(略)	
	(追加)	特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、県民・民	対策の整備
		間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコ	
		スト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に	
		<u>結びつけるための取組を行う。</u>	法の改正
	防災訓練、教育等の実施にあたっては、 <u>災害時要援護者</u> に十分配慮	防災訓練、教育等の実施にあたっては、 <u>要配慮者</u> に十分配慮し、地	
	し、地域において <u>災害時要援護者</u> を支援する体制が整備されるよう努	域において <u>要配慮者</u> を支援する体制が整備されるよう努めるととも	
	めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分	に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよ	
	配慮するよう努める。	う努める。	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見	対策の整備
		<u>直しに努める。</u>	
	第1節 防災訓練の実施	第1節 防災訓練の実施	
	1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置	1 県(防災局、各部局)及び市町村等における措置	
82	(1) 総合防災訓練	(1) 総合防災訓練	法の改正
	県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、	県は、国や市町村等防災関係機関とできる限り多くの民間企業、	
	ボランティア団体及び <u>災害時要援護者</u> を含めた住民等の協力、連携	ボランティア団体及び <u>要配慮者</u> を含めた住民等の協力、連携のもと	
	のもとに大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。	に大規模な地震災害に備えて総合防災訓練を実施する。	
	第2節 防災のための意識啓発・広報	第2節 防災のための意識啓発・広報	
84	県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置	県(防災局、関係部局) 市町村及び県警察における措置	対策の整理
	(1)防災意識の啓発	(1)防災意識の啓発	
	(略)	(略)	
	エ 東南海・南海地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に	エ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関	
	関する知識	する知識	
	(略)	(略)	
86	2 県(防災局)における措置	2 県(防災局)における措置	
	(略)	(略)	
	(4) <u>東南海・南海地震</u> に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関	, ,	
	する知識	る知識	
	(略)	(略)	
88	第12章 震災に関する調査研究の推進	第12章 震災に関する調査研究の推進	
00	基本方針	基本方針	
	様々な災害が同時に、広域的に多発する地震災害に対して、地震予		
	知や被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策につい		
	て調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結び付けていく。	被害低減策の検討を継続的に実施するなど総合的な地震防災対策の実	
		施に結び付けていく。	
	(略)	(略)	
	震災に関する調査研究の推進	震災に関する調査研究の推進	
	県(防災局、関係部局)及び市町村における措置	県(防災局、関係部局)及び市町村における措置	
89	(3) 被害想定に関する調査研究	(3) 被害想定に関する調査研究	新たな地震被害予
	(略)	(略)	測調査の実施、表

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	なお、平成14 年度及び平成15 年度の2 年間で、 <u>海洋型地震</u> では、	なお、平成14 年度及び平成15 年度の2 年間で、 <u>海溝型地震</u> では、	記の整理
	想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海	想定東海地震、想定東南海地震、想定東海地震と想定東南海	
	地震の連動、及び内陸型地震では、 養老 - 桑名 - 四日市断層帯等	地震の連動、及び内陸型地震では、 養老 - 桑名 - 四日市断層帯等	
	を想定して、 <u>最新の情報や予測技術を基本にした</u> 被害予測調査を実	を想定して、被害予測調査を実施した。	
	施した。		
	(追加)	<u>(新たな地震被害予測調査について追記予定)</u>	
90	 第13章 災害救助基金の管理	第13章 災害救助基金の管理	
	災害救助基金の管理	災害救助基金の管理	
	2 基金の積立額	2 基金の積立額	法の改正
	(1) 県は、災害救助法第37条の規定により、同法による応急救助の実	(1) 県は、災害救助法第22_条の規定により、同法による応急救助の実	
	施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくもの	施に要する経費に充当するため災害救助基金を積み立てておくもの	
	とする。	とする。	
	(2) 各年度における災害救助基金の法定最少限額は、前年度の前3年		
	間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000	間における地方税法に定める普通税収入決算額の年平均額の5/1000	
	とし、これにより算定した額が500 万円に満たないときは、当該年	とする。	
	<u>度における災害救助基金の最少額は500 万円</u> とする。		
	第 3 編 災害応急対策	第3編 災害応急対策	
	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	第1章 活動態勢(組織の動員配備)	
91	基本方針	基本方針	
	(略)	(略)	
	(追加)	<u> </u>	対策の整備
		生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害	
		<u>応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えるものとす</u>	
	 (追加)	<u>る。</u> 要員(資機材も含む。)の配置等については、複合災害の発生も念頭	対等の敕供
		<u>女員(具機材も含む。)の配置寺については、後日炎害の光土も必頭</u> において行う。	が発力を描
	 第1節 災害対策本部の設置・運営	1	
	1 県(防災局)における措置	1 県(防災局)における措置	
92	(1) 県災害対策本部の設置	(1) 県災害対策本部の設置	対策の整理

頁		現行(平成25年5月修正)		改正理由	
	ア設置・	廃止基準	ア設置・	廃止基準	
	設置区分	設置基準	設置区分	設置基準	
	気象予警報	・県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。	気象予警報	・県下に震度 5 弱以上の地震が発生したとき。	
	等による	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表さ	等による	・次の気象予警報等のいずれかが県下の地域に発表さ	
	場合	れたとき。	場合	れたとき。	
		(大雨警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風		(<u>大雨特別警報、暴風特別警報、高潮特別警報、波</u>	
		雪警報、木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流は		<u>浪特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報、</u> 大雨	
		ん濫警戒情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川		警報、暴風警報、洪水警報、高潮警報、暴風雪警報、	
		及び矢田川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、		木曽川中流はん濫警戒情報、木曽川下流はん濫警戒	
		豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警		情報、長良川下流はん濫警戒情報、庄内川及び矢田	
		戒情報、日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒		川はん濫警戒情報、矢作川はん濫警戒情報、豊川及	
		情報、境川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又		び豊川放水路はん濫警戒情報、新川はん濫警戒情報、	
		は伊勢・三河湾への津波警報若しくは大津波警報)		日光川はん濫警戒情報、天白川はん濫警戒情報、境	
				川・逢妻川はん濫警戒情報、愛知県外海又は伊勢・	
				三河湾への津波警報若しくは大津波警報)	
	知事が必要	(略)	知事が必要	(略)	
	と認めた		と認めた		
	場合		場合		
	知事が必要	(略)	知事が必要	(略)	
	と認め現		と認め現		
	地災害対策		地災害対策		
	本部を設		本部を設		
	置する場合		置する場合		
	M 0 T 17 17	. VE III	<i>★</i> ○ ★ ○ > 2 <i>★</i> ○	N. W. M.	
	第2章 通信の	· —· · · ·	第2章 通信の	· —· · ·	
06	主な機関の措		主な機関の指		商号の変更
96	第3節 通信施設の	西日本電信電話株式会社、 (略)	第3節 通信施設の	西日本電信電話株式会社、 (略)	尚与の変更
	週信施設の 応急措置	株式会社エヌ・ティ・ティ・		<u>株式会社NTTドコモ</u> 、K DDI株式会社	
	心忌拍且	<u>ドコモ</u> 、K D D I 株式会社	応急措置	ロロ1 休式云社	
	 第3節 通信旅	码内应与供罢	┃ ┃ 第3節 通信旅	経りの広 会	
100		®設の心忌損血 ニヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI株式会社における措		 商号の変更	
100		<u>- グ・ノ1・ノ1・ドコモ</u> 双ひNDDI休玖云社にのける指		<u> TTドコモ</u> 及びKDDI株式会社における措置	同写い女史

頁		現行(平成	戏 25 年 5 月修 正)		改	正案	改正理由
	置 第3章 情報の)収集・伝達・広	报	第3章 情報の)収集・伝達・広	報	
	主な機関の)措置		主な機関の)措置		
103	第2節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者 市町村	(略) 2(1)~2(4) (略)	第2節 被害状況等 の収集・伝達	異常現象等の 発見者 市町村	(略) 2(1)~2(4) (略)	法の改正
		県 中央 中央	(追加)		県 ウタ	<u>2(5) 被災者台帳の作成</u> (略)	
		県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部	(略)		県警察、自衛 隊、第四管区 海上保安本部	(略)	
		及び航空機を 所有する各機 関			及び航空機を 所有する各機 関		
105	6 津波警報等	養報等・地震情報 発情報の伝達	等の伝達	6 津波警報等	養報等・地震情報 特報の伝達	等の伝達	
		代況等の収集・伝統	室		<u>消防庁</u> 祝等の収集・伝	<u>関係市町村</u> 達	法の改正
106	2 市町村の指 (追加)	道			☆帳の作成 □住民に公平な支	援を効率的に行い、支援漏れや、同種の	法の改正
	c ==+///c			や支援の <u>災者台帳を</u> よう努める	ミ施状況、支援に E整備し、その情 5。	避けるため、個々の被災者の被害の状況 おける配慮事項等を一元的に集約した被 報について関係部署間で共有・活用する	
107	6 重要な災害 (追加)	信報の収集伝達		(3) 県、市町 について、	その身を案ずる	住民の生死や所在等、いわゆる安否情報 近親者、当該住民を雇用する企業、在籍 応するため、安否情報の収集に努める。	法の改正

頁		現行(平)	成 25 年 5 月修正)		改	正案	改正理由
				<u>ただし、</u>			
				<u>等災害に</u> 。			
						際の安否情報の提供にあたっては、被災	
					三者の権利権益	を不当に侵害することのないよう配慮す	
				<u>る。</u>			
108		等に関する情報	の収集・伝達系統		1等に関する情報	の収集・伝達系統	
	(図中)			(図中)		- 100	/.E. /+b.z./
	中部運輸局総	務部 <u>総務課</u>		中部連輸局総	務部 <u>安全防災・危</u>	<u> </u>	組織改正
	 第 4 章 応援協	引・派遣要請		 第 4 章 応援協	が力・派遣要請		
	主な機関の			主な機関の			
	県公安委員会	広域緊急	急援助隊等の援助要求	県公安委員会	警察災害	<u>害派遣隊</u> 等の援助要求	組織改正
	主な機関の			主な機関の			
112	第2節	県公安委員会		第2節	県公安委員会		組織改正
	救援隊等に		援助隊等の援助の要求	救援隊等に		派遣隊等の援助の要求	
	よる協力	県 	(略)	よる協力	· 	(略)	
		市町村	(略)		市町村	(略)	
	 第1節 応援協	引力		┃ ┃ 第 1 節 応援協	力		
)における措置			における措置		
	(1) 指定行政	放機関等に対する	災害応急対策の実施の要請 (災害対策基	(1) 指定行政	機関等に対する	災害応急対策の実施の要請(災害対策基	法の改正
	本法第70	条)		本法第70			
	知事は、	県内における災	害応急対策が的確かつ円滑に行われるよ	知事は、	県内における災	害応急対策が的確かつ円滑に行われるよ	
	うにするだ	こめ、必要がある	と認めるときは、指定行政機関の長もし	うにするだ	め、必要がある	と認めるときは、指定行政機関の長もし	
	くは指定地	也方行政機関の長	に対し応急措置の実施を要請する。	くは指定地	かたたい とっぱい とっとり とっとり とっとり とっとり とっとり とっとり とっとり とっと	に対し応急措置 <u>又はその他の災害応急対</u>	
					<u>F</u> を要請する。		
113	(追加)			4 災害緊急事			法の改正
						態の布告を発し、愛知県内が関係地域の	
						県、市町村をはじめ防災関係機関は、政	
						づき、応急対策を推進し、県の経済秩序	
I				<u>を維持し</u> 、そ	の他当該災害に	<u>係る重要な課題に適切に対応する。</u>	

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
113	<u>4</u> 経費の負担	<u>5</u> 経費の負担	表記の整理
	第2節 救援隊等による協力	第2節 救援隊等による協力	組織改正
	1 県公安委員会における措置 (<u>広域緊急援助隊</u> 等)	1 県公安委員会における措置 (<u>警察災害派遣隊</u> 等)	
	県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察	県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察	
	法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる <u>広域緊急</u>	法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる <u>警察災害</u>	
	<u>援助隊</u> 等の援助の要求を行うものとする。	<u>派遣隊</u> 等の援助の要求を行うものとする。	
	第3節 自衛隊の災害派遣	第3節 自衛隊の災害派遣	
115	2 災害派遣要請者(県(防災局)第四管区海上保安本部、大阪航空局)	2 災害派遣要請者(県(防災局)第四管区海上保安本部、大阪航空局)	
	における措置	における措置	
	(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、	(1) 災害派遣要請者は、市町村長又は関係機関の依頼を受けたとき、	表記の整理
	あるいは依頼がない場合でも周辺市町村の被害、通信の状況等の全		
	般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合	般状況から判断し、明らかに要請の必要性があると認められる場合	
	は、直ちに関係自衛隊の長に対して派遣要請の手続をとる。	は、直ちに関係自衛隊に対して派遣要請の手続をとる。	
116	3 市町村又は関係機関における措置	3 市町村又は関係機関における措置	
	(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難	(1) 市町村長又は関係機関の長は、自ら保有する手段では対応が困難	表記の整理
	と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害	と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害	
	派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	派遣要請者に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。	
	この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に 係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じ通知する。	この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に 係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。	
	(おる火害の(水流を)(水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水) (水)	(
	第 5 章 救出・救助対策	第5章 救出・救助対策	
121	基本方針	基本方針	
i	救出にあたっては、 <u>災害時要援護者</u> を優先する。	救出にあたっては、 <u>要配慮者</u> を優先する。	法の改正
	主な機関の措置	主な機関の措置	
	第1節 市町村 (略)	第 1 節 市町村 (略))
	救出・救助 県警察 2 救出救助活動	救出・救助	対策の整備
	活動	活動 2(2) 災害救助犬の出動要請	
	県 (略)	県 (略)	40 4th 76 T
	県公安委員会 4 <u>広域緊急援助隊</u> 等の援助の要求	県公安委員会 4 警察災害派遣隊等の援助の要求	組織改正
400	第 1 第 1 数 1 数 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第 1 篇 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
122	第1節 救出・救助活動	第1節 救出・救助活動	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改 正 案	改正理由
	2 県警察における措置	2 県警察における措置	対策の整備
	県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷者に	<u>(1)</u> 県警察は、市町村と緊密な連携のもとに救出救助を行い、負傷	
	ついては、医療機関(救護所を含む。) に収容する。	者については、医療機関(救護所を含む。)に収容する。	
	(追加)	<u>(2) 県警察は、災害時において被災者の救出活動等を円滑に実施す</u>	
		るため、「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に基づ	
		き必要な災害救助犬の出動を要請する。	
			/□ /*\□ /
	4 県公安委員会における措置	4 県公安委員会における措置	組織改正
	県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察	県公安委員会は、県内において大規模災害が発生した場合は、警察	
	法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる <u>広域緊急</u> 援助隊等の援助の要求を行うものとする。	法に基づき他の都道府県警察に対し、災害警察活動にあたる <u>警察災害</u> 派遣隊等の援助の要求を行うものとする。	
	<u>援助隊</u> 寺の援助の安水を11つものとする。	<u>派追随</u> 寺の援助の安水を11つものとする。	
	第6章 消防活動・危険性物質対策	┃ ┃ 第 6 章 消防活動・危険性物質対策	
	第1節 消防活動	1 市町村(消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む)の措置	
	1 市町村(消防の一部組合、消防を含む一部組合を含む)の措置	(2)イ 大震防御計画の推進	
	(2)イ 大震防御計画の推進	(オ)消防活動計画図の作成	表記の整理
	(オ)消防活動計画図の作成	<u>消防活動計画図</u> は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木	
	<u>防御計画図</u> は、部隊運用の基本をなすもので、危険区域、木造住		
	宅の密集状況、通行可能道路、使用可能水利、延焼阻止線、避難地、		
	避難路などを調査し、署、本庁とそれぞれの立場において検討調整	討調整を行い、作成するものとする。	
	を行い、作成するものとする。		
	第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	┃ ┃ 第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策	
	主な機関の応急活動	主な機関の応急活動	
132	県 DMAT及び医療救護班への出動	県 DMAT及び医療救護班への派遣	表記の整理
	要請 要請	要請	
	市町村 地域災害医療対策会議への参画	市町村 医療救護所の設置等、地域の医療体	表記の整理
	医療救護所の設置等、地域の医療体	制確保	
	制確保	地域災害医療対策会議への参画	
	近隣市町村・県に対する応援要請	(削除)	
	県医師会 愛知県救急医療センターによる医 → → → →	県医師会 愛知県救急医療 <u>情報</u> センターによ	誤訂正
	療情報収集	る医療情報収集	

頁		現	行 (平成 25 年 5 月修正)			改	Œ	案	改正理由
	主な機関の措置			主な機関	主な機関の措置				
133	第1節 医療救護	市町村	1(1) 災害医療調整本部及び地域災害医療対策会議の設置 1(2) DMATの派遣要請 1(3) 医療救護班の出動要請 1(4) 保健所等による医療情報収集 1(5) 市町村への情報提供 1(6) 他市町村への応援指示 1(7) 広域医療搬送実施のためのSCUの設置 (追加) 1(8) 県域を越えた協力体制の確立 2(1) 地域災害医療対策会議への参画 2(2) 医療救護所の設置等、地域の医療体制確保 2(3) 近隣市町村・県に対する応援要請	第1節 医療救護	市町村	1(2) [1(3) [1(4) <u>2</u> (4) <u>2</u> (5) 「 1(6) 「 1(7) 「 <u>1(8) [</u> 1(<u>9</u>) <u>[</u> 2(1) <u>[</u> <u>4</u>	受会災が市他広に医管県医保地の下護療 すいちょう 変のを救 災の下護療 へ村療 護要起護 害	の派遣要請 選班の <u>派遣</u> 要請 <u>調整本部における</u> 医療情報収 への情報提供 すへの応援指示 環搬送実施のためのSCUの設 <u>i関係機関に対する救護班の派</u>	対策の整理
133	第1節 医療救護 1 県(健康福祉部)における措置 (1) 県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整や、他都道府県からの支援の調整を行う災害医療調整本部を設置するとともに、2次医療圏ごとの医療に関する調整を行う地域災害医療対策会議を設置し、災害医療コーディネーターや関係機関とともに医療及び公衆衛生活動に関する調整を行う。 (2) (略) (3) 県は、県医師会、日本赤十字社、国、国立病院機構、県立病院等の医療救護班に指示、情報提供し出動を要請する。 (4) 県は、必要に応じ、医療に関する支援を得るため、統括DMAT登録者及び県医師会幹部の県庁への派遣を要請する。		県からの 2次医療 療対策会 に医療及 (2) (略) (3) 県は、	福祉部)にお 県全域の医 支援の調整 圏ごとの医 議を設置し び公衆衛生	療及び2 を行うが 療 <u>及び2</u> 、 、 活動に関 <u>県歯科</u> B	公衆衛生 災害衛生 医療する 関する調 の会、	活動に関する調整や、他都道府調整本部を設置するとともに、 に関する調整を行う地域災害医ディネーターや関係機関ととも 関整を行う。 日本赤十字社、国、国立病院機 示、情報提供し <u>派遣</u> を要請する。		

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(<u>5</u>) 県は、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し <u>県保</u>	(<u>4</u>) 県は、 <u>災害医療調整本部において</u> 愛知県広域災害・救急医療情報	
	<u>健所</u> 等を通じ、管内地域の医療情報の収集に努めるとともに、医療	システムなどを活用し <u>、地域災害医療対策会議</u> 等を通じ <u>て</u> 、管内地	
	の確保に努める。	域の医療情報の収集に努めるとともに、医療の確保に努める。	
134	(<u>6</u>) <u>保健所長は、管轄地</u> 内の医療情報の収集に努め、これらの情報を	(<u>5</u>) <u>県は、地域災害医療対策会議において、2次医療圏</u> 内の医療情報の	
	市町村、関係機関と共有する。	収集に努め、これらの情報を市町村、関係機関と共有する <u>とともに、</u>	
		<u>医療の確保に努める</u> 。	
	(<u>7</u>)~(<u>10</u>) (略)	(<u>6</u>)~(<u>9</u>) (略)	
	(追加)		
	2 市町村における措置	2 市町村における措置	対策の整理
	(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医	(1) 市町村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、医	
	療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、 <u>地区歯科医師会</u> 、地	療救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、 <u>郡市区歯科医師会</u> 、	
	区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努める <u>も</u>	地区薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努める	
	<u>のとする。</u>	<u>とともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるもの</u>	
		<u>とする。</u>	
	(2) 市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、情報の共有を図 <u>る</u>	(2) 市町村は、地域災害医療対策会議に参画して、 <u>管内の医療ニーズ</u>	
	<u>とともに</u> 、必要に応じて <u>近隣の市町村に応援を求めるほか、県に対</u>	<u>や医療救護活動を報告するとともに、関係機関との</u> 情報の共有を図	
	<u>し応援を求め応急措置を実施する。</u>	<u>り、また</u> 、必要に応じて <u>医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支</u>	
		<u>援を要請する。</u>	
135	8 医療救護班の編成・派遣等	8 医療救護班の編成・派遣等	
	(4) 医療救護班の医薬品、その他衛生機材は、別に定める医療救護班	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	対策の整理
	<u>医薬品・医療資機材一覧表に基づき災害用救急箱を</u> 整備しておくこ	<u>おける活動内容等を踏まえて検討し、</u> 整備しておくことを原則とす	
	とを原則とする。	る。) 475 - ±6.75
	10 医薬品その他の衛生材料の確保	10 医薬品その他の衛生材料の確保	対策の整理
	(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの販売業者等から調達	(1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者か	
	することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村はは、	ら調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、	
	<u>は県</u> に調達の要請をする。	市町村 <u>等は2次医療圏ごとに設置される地域災害医療対策会議</u> に調	
		達の要請をする。	
	(2) <u>県は</u> 、市町村から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、 調達し、輸送する。	(2) <u>地域災害医療対策会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者</u> <u>の被害状況を速やかに把握するとともに</u> 、市町村 <u>等</u> から医薬品等に	
		<u>の板舌が流を迷りかに把握することもに</u> 、中町村 <u>寺</u> から医楽品寺に ついて調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し	
		プロで調達の安誦を受けた場合は、 <u>圏内の医衆品等販売業者に対し</u> 供給を要請する。	
		<u> </u>	
I		<u>図内しい神佳かかり比る場合は、火舌医療調金や部に調連を安請</u>	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改 正 案	改正理由
136	(3) <u>県は</u> 、災害発生後、医薬品の販売業者等の被害状況を速やかに把握するとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部の協力を得て、医薬品等を調達する。 (4) 県薬剤師会は、県又は市町村の要請に基づき医薬品等の供給に協力する。 13 医療機関等における活動の支援 県看護協会は、医療救護活動を行う医療機関において看護師確保が困難な場合の看護師派遣、救護所における医療救護及び避難所等における生活支援・健康管理等の看護活動を行う看護職の派遣に協力する。 (追加)	<u>する。</u>	表記の整理
138	第2節 防疫・保健衛生 5 健康管理 (2) <u>災害時要援護者</u> の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。 7 避難所の生活衛生管理 (1) 県及び市町村は、避難者の健康状態を調査するとともに、飲料水についてはとくに滅菌して使用する。 (2) 避難所の生活環境を確保及び衛生状態の保持のため、し尿処理などの衛生指導を行う。	第2節 防疫・保健衛生 健康管理 (2) <u>要配慮者</u> の健康状態には特段の配慮を行うとともに、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣を実施する。 避難所の生活衛生管理県及び市町村は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。 (削除)	
141	第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置 第1節 県警察 1(1)、1(2) (略) 地域安全対 策 1(3) 社団法人愛知県警備業協会に対す る出動要請 第四管区海上 保安本部 (略)	第8章 地域安全・交通・緊急輸送対策 主な機関の措置 第1節 県警察 1(1)、1(2) (略) 地域安全対 策 1(3) 一般社団法人愛知県警備業協会に 対する出動要請 第四管区海上 (略)	一般社団法人化

頁		現行(耳	⁷ 成 25 年 5 月修正)	改 正 案			改正理由
		市町村	(略)		市町村	(略)	
	第2節	県警察	1(1) 交通規制の内容	第2節	県警察	<u>1(1) 緊急交通路の確保</u>	対策の整理
	交通対策		<u>1(2) 交通規制の方法</u>	交通対策		1(2) 緊急交通路の通行を認める車両の	
						<u>分類</u>	
			<u>1(3) 信号機の滅灯対策</u>			<u>1(3) 交通規制の実施</u>	
			<u>1(4) 交通情報の提供</u>			<u>1(4) 強制排除措置</u>	
			(追加)			1(5) 緊急通行車両の確認等	
						1(6) 大震災発生時の交通規制計画	
						<u>1(7) エリア交通規制</u>	
						1(8) 交通情報の収集及び提供	
		自衛官、消防	(略)		自衛官、消防	(略)	
		吏員			吏員		
	~~ 4 ~~ 11L1 -			** 4 ** 11L1=*	ri 스 \		
	第1節 地域			第1節 地域安全対策 1 県警察における措置			
142	1 県警察に		協会に対する出動要請	「 宗置祭に (4) 一般社	 一般社団法人化		
142	· · -		<u> </u>	(4 <i>) <u>一</u>阪社</i> 警察本	一放社凶法人化		
			新を17月に天脈するため <u>た団は八复れ宗言</u> おける交通の確保等の業務に関する協定」	- 三宗平 県警備業			
		-	請を行うものとする。	定」に基			
	第2節 交通			第2節 交通			
143	1 県警察に				おける措置		 対策の整理
	(1) 交通規	制の内容		(1) 緊急交通	通路の確保		
	ア 緊急交	通路の確保		アー人命救	 助、災害の拡大	防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷	
	<u>(ア)交通</u>	規制の実施		者搬送等	に要する人員及	び物資の輸送を優先した交通規制を行う。	
	<u></u> 県警	察は、現場警察	官、関係機関及び交通管制施設等の活用に	イ 緊急交	通路として交通	規制を実施する範囲は、道路の交通容量(復	
	<u>より、</u>	交通状況及び使	用可能な道路を迅速に把握し、交通規制対	<u>旧状況)</u>	<u> ごて段階的に見直しを行う。</u>		
	<u>象路線</u>	<u> 等から、規制路</u>	線の選定及び区間の指定を行い、一般車両	<u>ウ 通行を</u>	認める車両の範	囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏ま	
			などの交通規制を実施する。			段階的に見直しを行う。	
			交通規制対象路線」	附属資料	斗第6「災害時の	交通規制対象路線」	
	<u>a 第 ′</u>						
			く警察署長及び高速道路交通警察隊長並び				
	<u>[5</u>	児場警祭官による	<u> S交通規制を行う。</u>				

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(b) 災害対策基本法に基づく交通規制を行う。		
	<u>(c)道路交通法に基づく交通規制を行う。</u>		
	<u>b 第2次</u>		
	被害発生後の被災地の状況に応じて、被害状況、緊急度、重要		
	<u>度等を考慮した交通規制の見直しを行う。</u>		
	(イ) 路上放置車両等に対する措置		
	a 災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他		
	の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急		
	対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、		
	同法第76条の3の規定に基づき、次の措置をすることができる。		
	(a)その車両の運転者等に対し車両移動等の必要な措置を命じる		
	<u>こと。</u>		
	<u>(b)運転者等が命じられた措置をとらなかったり、現場にいない</u>		
	ために措置をとることを命じることができないときに警察官が		
	<u>自らその措置をとること。この場合、やむを得ない限度におい</u>		
	て車両等を破損すること。		
	b 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団		
	<u>法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両</u>		
	等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両		
	等の除去活動の協力を要請することができる。		
	<u>(ウ) その他</u>		
	<u>県警察は、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消</u>		
	防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。		
	<u>イ エリア交通規制</u>		
	<u>県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二分し、被害が集中し</u>		
	たエリアの境界及び県境において、一般車両を対象とした交通の抑		
	制・制限及び広報活動等を、交通の状況に応じて行う。		
	ウ被災地周辺の交通規制		
	被害状況等により、その周辺の主要箇所において、一般車両を対象		
	とする通行禁止規制等必要な措置を行う。		

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)			改正案	改正理由
	工 広範囲な交通規制				
	必要により、周辺の都道府県警察と共に、広範囲な交通規制を行う。				
	<u>オ その他の交通規制</u>				
	道路のき裂、損壊、橋の落下その他交通に支障のある箇所について				
	は、被災現場で活動する警察官又は道路管理者が発見の都度、危険防				
	<u>止のための交通規制を実施する。</u>				
144	(2) 交通規制の方法	(2) 緊急交通	路の通行を	<u>を認める車両の分類</u>	
	大震災発生時の交通規制は、災害対策基本法第76条及び道路交通法	<u>分類</u>		<u>態様</u>	
	第4条、第5条及び第6条により行うこととし、災害対策基本法による場	緊急通行車	・緊急自	動車	
	合は、同法施行令第32条に基づく交通規制標示の設置、道路管理者及	画	・緊急自	動車のほか、災害応急対策に使用される車両	
	び関係公安委員会への通知を行うものとする。	規制除外車	<u>・災害対抗</u>	策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の	
		<u>両</u>	車両でる	あって特別のナンバープレートを有している	
			<u>もの</u>		
			<u>・上記の</u> [ほか、民間事業者等による社会経済活動のう	
			ち大震	災発生時に優先すべきものに使用される車両	
	(3) 信号機の滅灯対策	<u>(3) 交通規制の</u>	<u>実施</u>		
	信号機が停電等により滅灯した場合は、信号機電源付加装置、可	<u>分類</u>		<u>態様</u>	
	搬式信号機等を活用するなどの滅灯対策を実施し、災害時における	初動対応	交通情	・道路の損壊状況、交通状況等の交通情報	
	<u>交通の安全を確保する。</u>		報の収	の収集に努め、特に緊急交通路に予定さ	
			<u>集</u>	れている道路の状況は、通行に支障がな	
				いか優先的に確認する。	
				・道路の損壊が見込まれる場所においては、	
				警察署長による交通規制又は現場の警察	
				官の指示により、歩行者及び車両の安全	
				を確保しつつ、道路管理者等と連携し、	
				道路情報の収集を行う。	
			緊急交	・災対法第76条第1項の規定に基づく交通	
			<u>通路の</u>	規制の実施に向け、緊急交通路の指定又	
			指定等	は検問体制に係る関係機関との連絡及び	
			に係る	<u>調整を行う。</u>	
			連絡及	なお、必要に応じて警察署長による交	
			<u>び調整</u>	通規制又は現場の警察官の指示により、	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)		改正案	改正理由
			被災区域への車両の流入抑制を行う。	
		第一局面(大	・緊急通行車両及び規制除外車両(民間事業者等によ	
		震災発生直	る社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助	
		<u>後)</u>	及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。)以	
			外の車両については、原則として、第一局面での緊	
			急交通路の通行を禁止する。	
			・交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則(昭和	
			37年総理府令第52号)別記様式第2の標示を設置し	
			なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源	
		 第二局面(交	<u>付加装置の活用等に配意する。</u> 第一局面において交通規制の対象とした車両につい	
		<u>売ー/河画(文</u> 通容量は十	- 第一周画において交通規制の対象とした単画に りい て、必要に応じた見直しを図る。	
		<u>虚音量は </u> 分ではない	で、必要に応じた発音した内容。	
		<u>が、第一局面</u>		
		で通行可能		
		な車両以外		
		の車両の通		
		<u>行も可能と</u>		
		<u>なった局面)</u>		
144	<u>(4) 交通情報の提供</u>	<u>(4) 強制排除</u>	措置	
	交通情報板等を活用し、交通規制及び道路の被災状況等に係る情		通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の	
	<u>報提供を実施する。</u>		る車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。	
			行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の このは、かい場合及は火はまます。の他の物件の激素を発が	
		<u></u>	こ従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が	
			ないことから措置命令をすることができない場合は、警察	
			<u>該措置を行うことができる。この場合やむを得ない限度で</u> こ係る車両その他の物件を破損することができる。	
			では車両での他の物件を破損することができる。 の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法	
		-	助車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の	
			こついての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除	
		<u> </u>	協力を要請することができる <u>。</u>	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	<u>(5) 緊急通行車両の確認等</u>	
		ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車	
		<u>両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県</u>	
		公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認	
		<u>を行う。</u>	
		イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者	
		は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担	
		当部局等に提出するものとする。	
		ウ 緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、	
		「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。	
		工 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行	
		<u>う。</u>	
		附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」	
	(追加)	<u>(6) 交通情報の収集及び提供</u>	
		<u>交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災</u>	
		<u>状況等に係る情報の収集及び提供を行う。</u>	
	(追加)	<u>(7) エリア交通規制</u>	
		被害状況等により県内を名古屋・尾張エリア及び三河エリアに二	
		<u>分し、被害が集中したエリアに対してその境界及び県境において交</u>	
		通の状況に応じた交通の抑制、広報活動等を行う。	
	(追加)	(8) 交通情報の収集及び提供	
		交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災	
		状況等に係る情報の収集及び提供を行う。	
	(追加)	(9) 大震災発生時の交通規制計画	
		大規模な地震が発生した際には、高速道路等に交通規制を実施し	
		<u>緊急交通路として災害応急対策車両等の通行を確保する。</u>	
		附属資料第6「大震災発生時の交通規制計画」	}-****
1	4 緊急通行車両の確認等	(削除)	対策の整理
144	(1) 緊急通行車両の確認		
1	県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車		

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県		
	公安委員会は、同法施行令第33条の規定により緊急通行車両の確認		
	<u>を行う。</u>		
145	(2) 緊急通行車両の届出		
	緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者		
	は、「緊急通行車両等確認届出書」を、県又は県公安委員会の事務担		
	当部局等に提出するものとする。		
	(3) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付		
	緊急通行車両であると認定したときは、県又は県公安委員会は、		
	「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。		
	附属資料第6「緊急通行車両等届出書、確認証明書、標章」		
145	<u>5</u> 相互協力	<u>4</u> 相互協力	表記の整理
	第3節 緊急輸送道路の確保	第3節 緊急輸送道路の確保	
	1 中部地方整備局における措置	1 中部地方整備局における措置	対策の整理
	(3) 応急対策の実施	(3) 応急対策の実施	
	所管施設が被災した場合は、緊急輸送道路の早期確保、被害拡大		
	の防止及び二次災害の発生防止を目的として、応急資機材等を確保	早期確保、被害拡大の防止及び二次災害の発生防止を目的として、	
	し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。	応急資機材等を確保し、被災施設の早期復旧に努めるものとする。	
	3 県(建設部)における措置	3 県(建設部)における措置	
146	(1) 道路被害情報の収集	(1) 道路被害情報の収集	制度廃止
	ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速	ア 被害状況を速やかに把握するため、地元協定業者による巡視を速	
	やかに実施するとともに、 <u>道路情報モニター、</u> 市町村等から情報の	やかに実施するとともに、市町村等から情報の収集に努める。	
	収集に努める。		
	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保	
	3 県(防災局、各部局)における措置	3 県(防災局、各部局)における措置	
148	(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障がある	(4) 知事は、輸送車両等が不足して災害応急対策の実施に支障がある	対策の整備
	と認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害	と認める場合は、中部運輸局長と協議して、災害対策基本法や災害	
	救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	救助法の規定に基づき、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	
	また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送を要請す	また、関係機関に対して、災害応急対策必要物資の運送 <u>及び一時</u>	
	ప ం	<u>保管等</u> を要請する。	
	(追加)	<u> 附属資料第15「災害発生時等の物資の保管等に関する協定書(県対</u>	
i		東海倉庫協会)	l

頁		現行 (平成 25 年 5 月修正)			改 正 案	改正理由	
150	第9章 浸水・津波対策 基本方針 水門・陸閘の閉鎖や <u>災害時要援護者</u> の避難支援などの応急対策を実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とした上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。 第2節 津波対策				第9章 浸水・津波対策 基本方針 水門・陸閘の閉鎖や <u>避難行動要支援者</u> の避難支援などの応急対策を 実施するにあたっては、消防職団員、水防団員、警察官、市町村職員 など避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提と した上で、予想される津波到達時間も考慮するものとする。 第2節 津波対策			
151	(2) 避難勧告の指示、海岸線の監視、巡回等 ウ 関係市町村は、災害対策本部が設置された場合、あらかじめ指定 した津波危険地域及び堤防・護岸施設外の区域などを中心に海岸線 の監視、巡回を行い、海水浴客、釣人、サーファー等への避難勧告、 漁船の避難開始、漁具、養殖施設等の流出防止対策の実施要請、 <u>災</u> <u>害時要援護者</u> 対策に備えた自主防災組織等への活動要請などの必 要な措置を講ずる。			した津 の監視、				
153	第10章 避難者・帰宅困難者対策 基本方針 市町村は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の <u>災害時要援護者</u> への支援体制を整備するものとする。 主な機関の応急活動 市町村 <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導			第10章 避 基本方針 市町村は への支援体制 主な機関 市町村	法の改正			
	主な機関 第1節 避難の勧 告・指示	の措置 市町村 水防管理者 県(知事又 は知事の命	1(1) (略) (追加) 1(<u>2</u>) 報告(災害対策基本法第60条第 <u>3</u> 項) 1(<u>3</u>)、1(<u>4</u>) (略) (略) 3(1)~3(3) (略) (追加)	主な機関 第1節 避難の勧 告・指示	の措置 市町村 水防管理者 県(知事又 は知事の命	1(1) (略) 1(2) 知事等への助言の要求 1(3) 報告(災害対策基本法第60条第4 項) 1(4)、1(5) (略) (略) 3(1)~3(3) (略) 3(4) 市町村長への助言	法の改正	

頁	現行(內	P成 25 年 5 月修正)			改 正 案	改正理由
具 154	を受けた職 員) 県警察(警 察官) 第四管区海 上保安本部 (海上保安官) 自衛隊(自 衛官)	 	第3節	を員) 県警察(警察四保上海) 原管の一次では 原での一次では を での一次では を での一次では での一次ででの一次ででの での一次ででの での一次ででの での一次ででの での一次ででの での一次ででの での一次ででの での一次ででの での での での での での での での での での での での での	改 止 秦 3(5)~3(8) (略) (略) (略) 1(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難	法の改正、対策の
	<u>災害時要援</u> <u>護者</u> 支援対 策	(追加) 1(2)~1(<u>5</u>) (略) 1(<u>6</u>) 外国人への情報提供 (略)	要配慮者 接対策 第1節 避難	見の勧告・指示	誘導 1(2) <u>避難行動要支援者の避難支援</u> 1(3)~1(<u>6</u>) (略) 1(<u>7</u>) 外国人への情報 <u>の</u> 提供と収集 (略)	整理
	(1) 避難のための準備情報 (略) また、住民の迅速かつして避難準備を呼びかけで避難行動を求める避難さる。 (追加)	(1) 避難のための準備情報・勧告・指示 (略) また、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するため、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、 <u>要配慮者</u> に早めの段階で避難			法の改正	
155	(追加)		指示する (2) 知事等 市町村 は屋内で	ことができる。 への助言の要求 長は、避難のだ の待避等の安全	_	法の改正

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
		政機関の長又は知事に対し助言を求めることができる。	
	(<u>2</u>)報告(災害対策基本法第60条第 <u>3</u> 項)	(<u>3</u>)報告(災害対策基本法第60条第 <u>4</u> 項)	法の改正
	$(\underline{3})$ (<u>4</u>) (略)	(<u>4</u> 入(<u>5</u>) (略)	表記の整理
	3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置	3 県(知事又は知事の命を受けた職員)における措置	法の改正
	(追加)	<u>(4)市町村長への助言</u>	
		知事は、市町村長から避難のための立退きの勧告等に際し助言を	
		<u>求められた場合は、必要な助言を行う。</u>	
	$(\underline{4}) \sim (\underline{6})$ (略)	(<u>5</u>)~(<u>7</u>) (略)	
	(<u>7</u>) 広域一時滞在に係る協議等	(<u>8</u>) 広域一時滞在に係る協議等	
	県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議	県は、県域を越える避難について、避難先である都道府県と協議	
	を行う。	を行う。	
	(追加)	県は、市町村から求められたときは、広域一時滞在に関する事項	
		<u>について助言を行う。</u>	
	また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行う	また、県は災害により市町村がその全部又は大部分の事務を行う	
	ことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場	ことができなくなった場合であって、避難の必要があると認める場	
	合には、市町村に代わって協議を行う。	合には、市町村に代わって協議を行う。 <u>(県もその全部又は大部分</u>	
		<u>の事務を行うことができなくなった場合は、必要に応じて国が協議</u>	
		<u>等を代行する。)</u>	
	4 県警察(警察官)における措置	4 県警察(警察官)における措置	
156	(2) 災害対策基本法第61 条による指示	(2) 災害対策基本法第61 条による指示	法の改正
	市町村長による避難のための立退きを指示することができないと	市町村長による避難のための立退き <u>若しくは屋内での待避等の安</u>	
	認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要	全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長	
	と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き	から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞	
	を指示する。	在者その他に対し、避難のための立退き <u>又は屋内での待避等の安全</u>	
	(a) +0 H	確保措置を指示する。	
	(3) 報告・通知等	(3) 報告・通知等	\\ . \\ \
	イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及	イ (2)の場合(通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及	法の改正
	び第 <u>3</u> 項)	び第 <u>4</u> 項)	
	5 第四管区海上保安本部(海上保安官)における措置	5 第四管区海上保安本部(海上保安官)における措置	
	(2) 報告・通知等(通知及び報告・災害対策基本法第61条第2項及び	<u> </u>	
	第 <u>3</u> 項)	第 <u>4</u> 項)	
	8 避難の措置と周知	8 避難の措置と周知	ļ

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
157	(1) 住民への周知徹底	(1) 住民への周知徹底	法の改正
	イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)	イ 伝達手段としては、防災行政無線(屋外拡声器、戸別受信機)	
	オフトーク通信、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話	オフトーク通信、コミュニテイFM、ケーブルテレビ、携帯電話	
	(緊急速報メール機能を含む。) 広報車の巡回、警鐘、吹き流し	(緊急速報メール機能を含む。) 広報車の巡回、警鐘、吹き流し	
	あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別	あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別	
	伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を	伝達によるほか、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を	
	求める。	求める。	
	(追加)	<u>また、市町村長は、インターネットを利用して不特定多数の者</u>	
		<u>に情報を提供するポータルサイトを運営する事業者に対し、情報</u>	
		提供の協力を求めることができる。	
	9 避難の誘導等	9 避難の誘導等	法の改正
157	(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ご	(2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ご	
	との集団避難を行うものとし、 <u>災害時要援護者</u> の避難を優先して行	との集団避難を行うものとし、 <u>避難行動要支援者</u> の避難を優先して	
	う。	行う。	
	(3) <u>災害時要援護者</u> の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会	(3) <u>避難行動要支援者</u> の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社	
	福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。	
	第2節 避難所の開設	第2節 避難所の開設	
	1 市町村における措置	1 市町村における措置	
	(2) 多様な避難所の確保	(2) 多様な避難所の確保	法の改正
	災害時要援護者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、	要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間	
	民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多	賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な	
	様な避難所の確保に努めるものとする。	避難所の確保に努めるものとする。	
	3 避難所の指定	3 避難所の指定	
	市町村は、次の事項を勘案して、あらかじめ避難所を選定し、当該	市町村は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指	表記の整理
	<u>避難所の所有者又は管理者の承諾を得た上で、指定するものとする。</u>	定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事	
	- NEW NEW 11	<u>項を十分に勘案することとする。</u>	
	4 避難所の運営	4 避難所の運営	N
158	(7) 避難所内に <u>災害時要援護者</u> がいることを認めた場合は、民生委員、	(7) 避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員、自主	法の改正
	自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措	防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を	
	置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、	講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホー	
	ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。	ムヘルパーなどによる支援を行うこと。	↓ ↓## ⊕ ‡ ###
	(9) <u>災害が収まって、</u> 冢屋の被害や電気、水道、ガス等のライフライ	(9) <u>避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、自宅での</u>	対策の整理

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	ンの機能低下により生活が困難となった在宅 <u>被災者に対して、避難</u>	生活を余儀なくされる要配慮者や、健常者であっても災害が収まっ	
	<u>所において生活支援を行う</u> こと。	<u>た後に</u> 家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下	
		により生活が困難となった在宅 <u>避難者に対して、その避難生活の環</u>	
		<u>境整備に必要な措置を講じる</u> こと。	
	第 3 節 <u>災害時要援護者</u> 支援対策	第3節 <u>要配慮者</u> 支援対策	
	1 市町村における措置	1 市町村における措置	
159	(1) <u>要援護者</u> の安否確認・避難誘導	(1) <u>避難行動要支援者</u> の安否確認・避難誘導	法の改正
	地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つ	地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つ	
	つ、 <u>要援護者</u> へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実	つ、 <u>避難行動要支援者</u> へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難	
	施するものとする。	誘導を実施するものとする。	
	(追加)	<u>(2) 避難行動要支援者の避難支援</u>	法の改正
		<u>ア 避難のための情報伝達</u>	
		要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難で	
		<u>あって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避</u>	
		難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急	
		<u>速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等に</u>	
		<u>あってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達</u>	
		<u>を行う。</u>	
		イ 避難行動要支援者の避難支援	
		平常時から名簿情報を提供することに同意した避難行動要支援	
		者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。その際、避	
		難支援等関係者の安全の確保、名簿情報の提供を受けた者に係る	
		<u>守秘義務等の措置を講ずる。</u>	
		また、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者	
		についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係	
		者その他の者に協力を求めるものとする。	
		ウ 避難行動要支援者の安否確認	
		避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者	
		名簿を有効に活用する。	
		工 避難場所以降の避難行動要支援者への対応	
		地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等	
		<u>の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とと</u>	

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
		もに避難場所から避難所への移送を行うこと。	
159	(<u>2</u>) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保	(3) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保	法の改正
	市町村は被災した <u>要援護者</u> の生活状況と福祉ニーズを把握し、必	市町村は被災した <u>要配慮者</u> の生活状況と福祉ニーズを把握し、必	
	要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するもの	要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するもの	
	とする。	とする。	
	(3) 福祉避難所の設置等	(<u>4</u>) 福祉避難所の設置等	法の改正
	自宅や福祉施設が被災した <u>要援護者</u> について、福祉避難所への移	自宅や福祉施設が被災した <u>要配慮者</u> について、福祉避難所への移	
	送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を	送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を	
	実施するものとする。	実施するものとする。	
	(<u>4</u>)(<u>5</u>) (略)	(<u>5</u>)(<u>6</u>) (略)	表記の整理
	(<u>6</u>) 外国人への情報提供	(<u>7</u>) 外国人への情報 <u>の</u> 提供 <u>と収集</u>	対策の整理
	市町国際交流協会や各種ボランティア団体と連携し、語学ボラン		
	ティアを避難所等に派遣 <u>するとともに</u> 、災害情報や支援情報等の <u>外</u>	ティア <u>等</u> を避難所等に派遣 <u>し</u> 、災害情報や支援情報等の <u>提供を行う</u>	
	<u>国語による情報提供を図るものとする</u> 。	<u>とともに、必要な支援情報を収集する</u> 。	
	第4節 帰宅困難者対策	第4節 帰宅困難者対策	
160	3 支援体制の構築	3 支援体制の構築	誤訂正
	(略)	(略)	
	また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを <u>超</u> えかつ多岐にわたる分野	<u> </u>	
	に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係	に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係	
	機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通	機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通	
	情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、	情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、	
	支援体制の構築を図っていくものとする。	支援体制の構築を図っていくものとする。	
	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	第11章 水・食品・生活必需品等の供給	
	第2節 食品の供給	第2節 食品の供給	
164	5 米穀の原料調達	5 米穀の原料調達	表記の整理
104	(3) 市町村長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼す		化心の走足
	ることができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省に要請	ることができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(生産	
	を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知	局)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、	
	事に報告するものとする。	速やかに知事に報告するものとする。	
	3.12122 3 33 2 7 30	2.12.12/13/12/14/15	
	第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	第12章 環境汚染防止及び廃棄物処理対策	

頁		現行	庁 (平成 25 年 5 月修 I	E)			改 I	E 案		改正理由
	主な機関	の措置			主な機関	の措置				
167	第2節	県	(略)		第2節	県	(略)			対策の整理
	廃棄物処理	市町村	2(1) <u>震災</u> 廃棄物処理	計画の策定	廃棄物処理	市町村	2(1) <u>災害</u>	廃棄物処理	!実行計画の策定	
	計画		2(2)~2(4) (略)		計画		2(2) ~ 2(4) (略)		
	第2節 廃棄				第2節 廃棄					
	2 市町村に				2 市町村に					対策の整理
	(1) <u>震災</u> 廃				(1) <u>災害</u> 廃					
				務計画」により、市町村					務計画」により、市町村	
				するなど、廃棄物処理に					するなど、廃棄物処理に	
				要があるため、 <u>震災</u> 廃棄		_			要があるため、 <u>災害</u> 廃棄	
				活衛生局水道環境部環境		-			高原棄物・リサイクル対	
				廃棄物の発生量を推定する。これは、					棄物の発生量を推定する	
	9CCt	に、 <u>晨災</u> 廃	業物処理計画を束正し	て、迅速に処理を進める。		.、 <u>災告</u> 廃果	初处理 <u>美仃</u>	計画を束正	して、迅速に処理を進め	
	(2) (略)				る。 (2) (略)					
169	, , ,	ブュの収集	・運搬、処分		() ())	デュの収集	。	\triangle		対策の整理
109				況を考慮し、緊急を要す	(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分 し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、緊急を要す				対象の差理	
				は、し尿処理施設に投入						
				、焼却処分を原則とする		_				
				は、埋立処分するものと					ては、埋立処分するもの	
				ついては、廃棄物の処理					については、廃棄物の処	
			律施行令に定める基準			理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。(略)				
	(4) 周辺市	町村及び県	への応援要請		(4) 周辺市	町村及び県・	への応援要	請		対策の整理
	市町村	等は、地震	雲による大規模災害が	発生した場合に備えて、	市町村	等は、地震	等による大	規模災害が	発生した場合に備えて、	
	<u>平成8</u> 年	3 月12 日作	付けで「 <u>一般廃棄物処理</u>	とに係る災害相互応援に関	平成26年	1 月1 日付	<u>け</u> で「 <u>災害</u>	時の一般廃	棄物処理及び下水処理に	
	する協定	」を締結し	ている。市町村等は、	自らによる処理が困難で	係る相互	応援に関す	<u>る協定</u> 」を	締結してい	る。市町村等は、自らに	
	応援等が	必要な場合	は、周辺市町村及び県	に応援要請を行う。	よる処理	!が困難で応	援等が必要	な場合は、	周辺市町村及び県に応援	
					要請を行	·う。				
	(図中)			_	(図中)				_	
	(社)愛知県西	E業廃棄物協	<u> </u>		(一社)愛知県	 産業廃棄物	物協会			一般社団法人化
	附属資料	第15「 <u>一般</u>	廃棄物処理に係る災害	」 相互応援に関する協定書	附属資料	第15「 <u>災害</u>	時の一般廃	棄物処理及		

頁		現行((平成 25 年 5 月修 正)			改 正 案	改正理由
	(県内市町村	付等 <u>)</u> 」		援に関する協定書 (県内市町村等)」			
175	第14章 交通施設の応急対策 第1節 道路施設対策 1 道路管理者(中部地方整備局、県(建設部)、市町村、中日本高速道 路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧 道路、橋梁等の被害の状況を把握し、応急復旧計画を樹立して緊 急復旧に努める。			路株式会社、愛知県道路公社、名古屋高速道路公社)における措置 (2) 道路、橋梁等の緊急復旧			対策の整理
	第16章 住宅対	付策		第 1 6 章 住宅対	付策		
	主な機関の原	芯急活動		主な機関の原	芯急活動		
186	県		険度判定支援本部の設置	県		<u>築物</u> 応急危険度判定支援本部 <u>等</u> の設置	表記の整理
			<u>危険度</u> 判定活動の支援			舌動の支援	
	市町村		険度判定実施本部の設置	市町村		<u>築物</u> 応急危険度判定実施本部 <u>等</u> の設置	
		<u>応急</u>	危険度判定活動の実施	判定活動の実施			
	主な機関の打	昔置		主な機関の措置			
	第1節	県	1(1) 応急危険度判定支援本部の設置	第1節	県	1(1) 支援本部の設置	表記の整理
	被災建築物 <u>・</u>		1(2) <u>応急危険度</u> 判定活動の支援	被災建築物 <u>応</u>		1(2) 判定活動の支援	
	被災宅地 <u>の応</u>	市町村	2(1) <u>応急危険度判定</u> 実施本部の設置	<u>急危険度判定</u>	市町村	2(1) 実施本部の設置	
	<u>急</u> 危険度判定		2(2) <u>応急危険度</u> 判定活動の実施	及び被災宅地		2(2) 判定活動の実施	
	** . **		List)	危険度判定			
	第4節	県	(略)	第4節	県、市町	(略)	
	応急仮設住宅			応急仮設住宅	<u>村</u>		
	の建設			の建設			
	第1節 被災建築物・被災宅地 <u>の応急</u> 危険度判定 1 県(建設部)における措置 (1) <u>応急危険度判定</u> 支援本部の設置 実施要綱等に基づき、市町村の <u>応急危険度</u> 判定の実施とともに、 応援判定士の派遣等の後方支援を行う <u>応急危険度判定支援本部</u> (以			1 県(建設部)に (1)支援本部の 実施要綱領	 こおける措置 設置 等に基づき、	食度判定及び被災宅地危険度判定 置 市町村の判定の実施とともに、応援判定士 すう <u>被災建築物応急危険度判定支援本部及び</u>	表記の整理

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	下「支援本部」という。)を設置する。	被災宅地危険度判定支援本部(以下「支援本部」という。)を設置す	
		る 。	
	支援本部は、 <u>市町村判定</u> 実施本部からの要請内容や被害状況を勘	支援本部は、 <u>2 (1)の</u> 実施本部からの要請内容や被害状況を勘案し	
	案して、支援実施計画を作成する。	て、支援実施計画を作成する。	
	(2) <u>応急危険度</u> 判定活動の支援	(2)判定活動の支援	
	支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して	支援本部は、被害の状況から必要に応じて国土交通省等に対して	
	判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われる	判定士の派遣等について応援要請するなど、支援が円滑に行われる	
	よう努める。	よう努める。	
187	2 市町村における措置	2 市町村における措置	表記の整理
i	(1) <u>応急危険度判定</u> 実施本部の設置	(1)実施本部の設置	
	各市町村の区域で <u>応急危険度</u> 判定を実施するに当たり、市町村災		
	害対策本部の中に <u>市町村応急危険度判定実施本部</u> (以下「実施本部」		
	という。) を設置する。	実施本部(以下「実施本部」という。)を設置する。	
	実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の <u>応急危険</u>	実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部	
	<u>度判定</u> 支援本部へ支援要請を行う。	へ支援要請を行う。	
	(2) <u>応急危険度</u> 判定活動の実施	(2)判定活動の実施	
	実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、 <u>応急危険度</u> 判定活動	実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。	
	を実施する。		
	第2節 被災住宅等の調査	第2節 被災住宅等の調査)
188	2 市町村における措置	2 市町村における措置	法の改正
	市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、 <u>り災証明</u> の発行、	市町村は地震災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交	
	公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障	付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、	
	害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実	障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を	
	施する。 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	実施する。 第3節 公共賃貸住宅等への一時入居	
	第3即 公共員員任も寺への一時八店 1 - 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における	第3即 公共員員任七寺への一時八店 1 県(建設部)、市町村、地方住宅供給公社及び都市再生機構における	対策の整備
	「 宗(建設部)、中町的、地力住七供給公社及び卸巾舟主機構にのける 措置	1 宗(建設部)、中町村、地方住七供給公社及び部中再主機構にのける 措置	対束の整備
	18月 (5) 応援協力の要請	19日 (5) 応援協力の要請	
	() かいないののない。 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、	(3) //ごえばがりの安明 被災者数が多く、県内で用意した戸数では対応が難しい場合は、	
	国を通じて他の都道府県に被災者の受け入れについて協力依頼をす		
	るとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上	るとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上	
1	げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。	げの方法により民間賃貸住宅を提供できるように努める。	
	いることには、これはは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これ	いることによっているが、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは	

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(追加)	附属資料第15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定(県	
		対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県支部・愛知共同	
		住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会)」	
	第4節 応急仮設住宅の建設	第4節 応急仮設住宅の建設	
189	1 県(建設部)における措置	1 県(建設部) <u>及び市町村</u> における措置	対策の整理
	県は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅	県は <u>市町村からの要請を受け、</u> 家屋に被害を受けた被災者の収容対	
	を建設し、暫定的な居住の安定を図る。	策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。	
	(1) 応援協力の要請	(1) 応援協力の要請	
	県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締	県は、応急仮設住宅の建設、業者の選定等に当たっては、協定締	
	結団体に協力を要請する。	結団体に協力を要請する。	
	<協定締結団体>	<協定締結団体>	一般社団法人化
	<u>社団法人プレハブ建築協会</u> 、 <u>社団法人日本ツーバイフォー建築協</u>	<u>一般社団法人プレハブ建築協会</u> 、 <u>一般社団法人日本ツーバイ</u>	
	<u>会東海支部</u> 、一般社団法人全国木造建設事業協会	<u>フォー建築協会東海支部</u> 、一般社団法人全国木造建設事業協会	
189	(3) 応急仮設住宅の建設	(3) 応急仮設住宅の建設	法の改正
	ア 建物の規模及び費用	ア 建物の規模及び費用	
	(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、	(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、	
	<u>厚生労働大臣</u> の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。	<u>内閣総理大臣</u> の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。	
	イの建設の時期	イ 建設の時期	
	地震災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するも	地震災害が発生した日から原則として20 日以内に着工するも	
	のとする。	のとする。	
	ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、	ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、	
	事前に <u>厚生労働大臣</u> の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長	事前に <u>内閣総理大臣</u> の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長	
	するものとする。	するものとする。	
190	(4) 被災者の収容及び管理運営	(4) 被災者の収容及び管理運営	法の改正
	イ 入居者の選定	イ 入居者の選定	
	応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助	応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助	
	として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。	として当該市町村に委託し、当該市町村がこれを行う。	
	なお、収容にあたっては <u>災害時要援護者</u> に十分配慮する。	なお、収容にあたっては <u>要配慮者</u> に十分配慮する。	
	第5節 住宅の応急修理	第5節 住宅の応急修理	
	1 県(建設部)における措置	1 県(建設部)における措置	`*
	(1) 応急修理の実施	(1) 応急修理の実施	法の改正
	エー修理の期間	エー修理の期間	

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
191	地震災害が発生してから1 か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。 第6節 障害物の除去 1 市町村における措置 (1) 障害物の除去の実施 工 除去の期間 災害が発生してから10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。		法の改正
197	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 基本方針 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは 住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法を 適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、団 体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調 査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付 金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる <u>り災証</u> 明について、早期に被災者に交付するものとする。	第4編 災害復旧 第1章 民生安定のための緊急措置 基本方針 地震災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは 住居、家財が損壊して極度の混乱状態にある場合、県は災害救助法等 を適用し、人心の安定と社会秩序の保全を図るとともに、関係機関、 団体等と協力して民生安定のための緊急措置を講ずる。 被災者の早期生活再建を支援するため、市町村は住家の被害状況調 査の結果に基づき、税の減免、各種手数料・使用料の減免、各種貸付 金、融資の支援、保険などの支払いを受けるために必要となる <u>罹災証</u> 明書について、その交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の 担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を 計画的に進めるなど、交付に必要な業務の実施体制の整備に努め、早 期に被災者に交付するものとする。	表記の整理法の改正
198	主な機関の措置 第 1 節 県 1(1) 義援金の受付、配分	主な機関の措置 第 1 節 県 1(1) 義援金の受付、配分	法の改正

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)				改正理由		
	義援金そ		1(2) 災害見舞金の支給	義援金そ		1(2) 災害見舞金の支給	
	の他資金		(追加)	の他資金	→ mT + _	1(3) 被災者に関する情報の提供	
	等による	市町村	2(1) 災害弔慰金の支給	等による	市町村	2(1) 災害弔慰金 <u>等</u> の支給 2(2) 関係を表現する。	
	支援		2(2) 災害障害見舞金の支給	支援		2(2) 罹災証明書の交付等	
		口 + 土 上 中 辻	2(3) 災害援護資金の貸付			(削除)	
		日本赤十字社愛知県支部	(略)		日本赤十字社 愛知県支部	(略)	
			/ m& \			(略)	
		県社会福祉協 議会	(略)		県社会福祉協 議会	(哈)	
		 被災者生活再	(略)		 被災者生活再	(略)	
		被火百生活 円 建支援法人	(<u>P</u> 合)		被炎有生活 的 建支援法人	(哈)	
		建义拨/4/人 報道機関等	(略)		建义拨広入 報道機関等	(略)	
98	第2節	東海財務局、	(略)	第2節	東海財務局、	(略)	
	年 2 即 金融対策	宋/母別/扮向、 日本銀行名古	(PG)	□ 衆∠即 □ 金融対策	宋/母別份问、 日本銀行名古	(哈)	表記の整理
	立照灯块			並			
		<u>/星义/ </u> 県	2 金融機関に対する要請		<u> </u>	 2 共済事業を行う中小企業等協同組合	
		木	2 並附が成法に入り る女明		X	並びに農業協同組合系及び漁業協同組	
						合系金融機関に対する要請	
	第5節	県警察	 1(1) 暴力団等の動向把握の徹底	第5節	県警察	1(1) 暴力団等の動向把握	
	暴力団等		1(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業	暴力団等		1(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業	
	への対策		参入・介入実態の把握	への対策		からの暴力団排除	
			1(3) 暴力団排除活動の徹底			1(3) 暴力団排除に関する広報活動等	
			1(4) 外国人被災者への広報活動			(削除)	
		県、市町村	(略)		県、市町村	(略)	
		愛知労働局	(略)		愛知労働局	(略)	
		東海財務局、	(略)		東海財務局、	(略)	
		日本銀行名古			日本銀行名古		
		屋支店			屋支店		
							-
		爰金その他資金等		第1節 義援金その他資金等による支援			
	,	局、健康福祉部)における措置			、 <u>防災局</u>)における措置	
	(追加)			(3) 被災	者に関する情報の	<u>D提供</u>	法の改正

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
		災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を	
		<u>作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供す</u>	
		<u>るものとする。</u>	
	2 市町村における措置	2 市町村における措置	法の改正
		<u>(1)災害弔慰金等の支給</u>	
	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。	「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。	
	<u>(1)</u> 災害弔慰金の支給	<u>ア</u> 災害弔慰金の支給	
	(略)	(略)	
	(2)災害障害見舞金の支給	<u>イ</u> 災害障害見舞金の支給	
	(略)	(略)	
	(3)災害援護資金の貸付	<u>ウ</u> 災害援護資金の貸付	
	(略)	(略)	
	(追加)	(2) 罹災証明書の交付等	
		<u>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種</u>	
		<u>の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立</u>	
		<u>し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書</u>	
		<u>を交付する。</u>	
		<u>また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措</u>	
		置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳	
		を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものと	
		<u>する。</u>	
199	4 県社会福祉協議会における措置	4 県社会福祉協議会における措置	名称変更
	「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対	「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対	
	し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ま	し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ま	
	せるため一世帯当たり150 万円を貸付上限額の目安として <u>災害援護資</u>	せるため一世帯当たり150 万円を貸付上限額の目安として <u>福祉資金</u> の	
	<u>金</u> の貸付けを行う。	貸付けを行う。	
	第2節 金融対策	第2節 金融対策	
	1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置	1 東海財務局、日本銀行名古屋支店における措置	
200	(2) 金融機関等に対する要請	(2) 金融機関等に対する要請	
	ウ 火災共済協同組合への措置	(削除)	法の改正
	<u>(ア)共済金等の支払いに係る便宜措置</u>		
	<u>共済契約証書、届出印鑑等を喪失した共済契約者等については、</u>		

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	可能な限り便宜措置を講ずる。		
	<u>(イ) 共済金の支払、共済掛金の払込猶予に関する措置</u>		
	<u>共済金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、</u>		
	<u>共済掛金の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期</u>		
	間の延長を行う等適宜の措置を講ずる。		
201	<u>(ウ)営業停止等における対応に関する措置</u>		
	火災共済協同組合において、窓口営業停止等の措置を講じた場		
	合、営業停止等を行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の		
	<u>手段を用いて告示するとともに、その旨を新聞やインターネット</u>		
İ	<u>のホームページに掲載し、取引者に周知徹底する。</u>		
	<u>工</u> 証券会社等への措置	<u>ウ</u> 証券会社等への措置	
	(追加)	工 電子債権記録機関への措置	法の改正
		<u>(ア)取引停止処分、休日営業等に関する措置</u>	
		災害時における電子記録債権の取引停止処分又は利用契約の解	
		除等の措置、電子債権記録機関の休日営業又は平常時間外の営業	
		<u>についても適宜配慮すること。</u>	
		<u>(1)営業停止等における対応に関する措置</u>	
		営業停止等の措置を講じた場合、営業停止等を行う営業店舗名	
		等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告示するとともに、	
		その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者	
		に周知徹底すること。	N
201	2 県(農林水産部)における措置	2 県(産業労働部、農林水産部)における措置	法の改正
	農業協同組合系・漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係	共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系 <u>及び</u> 漁業	表記の整理
	機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じる	協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとり	
	よう要請する。	つつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。	
	第3節 住宅等対策	第3節 住宅等対策	
	1 県(建設部)における措置	1 県(建設部)における措置	表記の整理
	(2) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合	(2) 災害公営住宅の建設 被害が甚大で市町村において災害公営住宅の建設が困難な場合	衣記り登理
	は、県が <u>公営住宅法に基づき</u> 建設するものとする。 第5節 暴力団等への対策	は、県が <u>市町村に代わり災害公営住宅を</u> 建設するものとする。 第5節 暴力団等への対策	
202			対等の敷理
203	1 県警察における措置	1 県警察における措置	対策の整理

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(1)暴力団等の動向把握の徹底	(1) 暴力団等の動向把握	以上不出
	ア 暴力団等の動向把握	(1)	
	被災地の復旧・復興事業に係る利権をめぐり、暴力団等犯罪組織	獲得活動を展開することが予想されるため、暴力団等の動向把握を徹	
	の間で縄張り争いが生じ、対立抗争事件に発展することが懸念され	底する。	
	るため、暴力団等の動向把握に努める。	11. 7 2 0	
	イ 国際犯罪組織の動向把握		
	被災地の混乱に乗じた不良来日外国人による組織的な窃盗や外国		
	人被災者の生活苦に乗じたヤミ金融事犯等の発生が懸念されるた		
	め、国際犯罪組織の動向把握に努める。		
	(2) 暴力団関係企業等の復旧・復興事業参入・介入実態の把握	(2) 暴力団等の取締り、復旧・復興事業からの暴力団排除	
	暴力団は、関係企業や共生者を利用して復旧・復興事業に参入・介	暴力団等による不法行為の取締りを徹底するとともに、関係行政機	
	入することが予測されることから、実態解明を徹底するとともに、参	関、被災地方公共団体、業界団体等との連携を強化し、暴力団等によ	
	入・介入に関する動向を把握した場合は、関係行政機関、被災地方公	る復旧・復興事業への参入・介入を防止するための取組を推進するな	
	共団体、各種団体等に対して注意喚起を行う。		
		 (3) 暴力団排除に関する広報活動等	
	アー暴排条項の導入	暴力団等による復旧・復興事業への介入 <u>状況等に関する広報を積</u>	
	暴力団等による <u>被災地の</u> 復旧・復興事業への参入・介入 <u>を防止す</u>	極的に行うとともに、暴力団員の不当要求行為等に関する情報提供、	
	<u>るため、復旧・復興事業に係る契約書類等に暴力団排除の条項を盛</u>	相談に対して的確な対応を行う。	
	り込むよう官民に働きかけ、暴力団、暴力団関係企業及び共生者の		
	排除を徹底する。		
203	イ 各種法令の活用		
	復旧・復興事業への参入・介入の他に、被災地の混乱に乗じた暴		
	力団による資金獲得活動に対しては、刑法、暴力団対策法、愛知県		
	暴力団排除条例等を効果的に活用、運用して、検挙の徹底を図ると		
	ともに、官民が連携して暴力団排除活動の徹底に努める。		
	ウ 積極的な広報活動		
	被災地において復旧・復興事業等に関わる暴力団等が敢行した犯		
	罪については積極的に広報するとともに、事件検挙等の機会を捉え		
	て、震災に便乗する暴力団や暴力団関係企業等の悪質性及び実態を		
	知らしめる効果的な広報を実施する。_		
	工 相談活動		
	警察本部、警察署において、暴力団等の復旧・復興事業への参入・		

頁	展 グ 舌 灯 泉 市	改正案	改正理由
	介入の情報受理や不当要求に関する相談等の受理と的確な対応を行う。 (4) 外国人被災者への広報活動 外国人被災者の不安を解消し、情報不足による混乱を防止するとともに、暴力団等からの不当な要求を防止するために、それぞれの使用言語で必要な情報を得られるよう、関係機関と連携し積極的な広報を行う。	(削除)	
209	第3章 震災復興都市計画の決定手続き 第1節 第一次建築制限 3 指定基準 市街地に災害のあった場合において、都市計画又は土地区画整理法 による土地区画整理事業のため必要と認めるときは、特定行政庁は、 建築基準法第84 条の区域(災害が発生した日から一月以内の期間を限 り、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止することが できる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することが できる。)を定める。 第2節 第二次建築制限 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定 建築基準法第84条の区域指定の後、市町村が都市計画に、被災市街 地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災 市街地復興推進地域を定めるものとする。	ことができる。更に一月を超えない範囲内において、期間を延長することができる。)を定める。 第2節 第二次建築制限 2 被災市街地復興推進地域の都市計画決定	表記の整理表記の整理
211	第5編 東海地震に関する事前対策 第1章 対策の意義 第1節 東海地震に関する事前対策の意義 (略) なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第1 項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。	第5編 東海地震に関する事前対策 第1章 対策の意義 第1節 東海地震に関する事前対策の意義 (略) なお、この地震防災応急対策は、大規模地震対策特別措置法第6条第2 項に基づく地震防災対策強化地域に関する地震防災強化計画の中核を成すものであるが、ここでは、東海地震の地震防災対策強化地域における対策のみならず、強化地域外での地震防災応急対策も併せて定める。	法の改正

頁	現行(平成25年5月修正)	改正案	改正理由
220	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配 主な機関の措置 第2節 西日本電信電話株式 (略) 災害応急対策等に必 会社、 <u>株式会社エヌ・</u> 要な資機材及び人員 <u>ティ・ティ・ドコモ</u> 、 の配備 KDDI株式会社	第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配主な機関の措置 第2節 西日本電信電話株式 (略) 災害応急対策等に必 会社、株式会社NTT 要な資機材及び人員 ドコモ、KDDI株式 会社	商号の変更
	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)における措置 (2) 医薬品等の確保 県は、市町村から血液、医薬品その他衛生材料の要請があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の在庫状況の把	第1節 主要食糧、医薬品、住宅等の確保 1 県(防災局、農林水産部、産業労働部、健康福祉部、建設部)における措置 (2) 医薬品等の確保	対策の整理
	居に備え、関係団体に協力委請することもに、県下の仕庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。 (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理及び住宅相談のため、社団法人プレハブ建築協会、社団法人日本ツーバイフォー建築協会東海支部、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人愛知県建設業協会始め災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書の締結12団体及び独立行政法人住宅金融支援機構東海支	があった場合に備え、関係団体に協力要請するとともに、県下の住庫状況の把握に努め、供給体制の確保を図る。 (3) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の確保 県は、東海地震注意情報が発表された段階から、発災後に備えて事前に、応急仮設住宅の建設のため一般社団法人プレハブ建築協会始め3団体、被災住宅の応急修理のため一般社団法人愛知県建設業協会始め12団体及び住宅相談のため独立行政法人住宅金融支援機構東海支店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。	対策の整理
	店に対し、建設、修理、相談等の協力要請を行う。 附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (県対プレハブ建築協会)」	附属資料第15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書 (県対プレハブ建築協会 <u>・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・</u> 全国木造建設事業協会)」	表記の整理
223	7 西日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 及び K D D I 株式会社における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、 <u>株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ</u> 及び KDDI 株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を 迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機 材、車両等の所在及び数量等の確認、広域応援計画に基づく必要な	7 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社における措置 (1) 西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ及びKDDI株式会社は、東海地震注意情報を受けた場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、あらかじめ配備してある復旧用資機材、車両	商号の変更

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)			改正案			改正理由	
	手配を剝	実施するものとする	პ .	施する	施するものとする。			
		災に備えた直前対第 	策		災に備えた直前対	策		
	主な機関				主な機関の措置			
224	第1節	市町村	1(1)~1(5) (略)	第1節	市町村	1(1)~1(5) (略)	法の改正	
	避難対策		1(6) <u>災害時要援護者</u> に対する支援・配	避難対策		1(6) <u>要配慮者</u> に対する支援・配慮		
			慮			4/7\ /m\		
			1(7) (略)			1(7) (略)		
		県 	(略)		県	(略)		
		県警察 	(略)		県警察 	(略)		
		第四管区海上	(略)		第四管区海上	(略)		
		保安本部 	/ m& \		保安本部	/ m/z \		
226	<u> </u>	学校	(略)	<u> </u>	学校	(略)		
220	第5節 鉄道	名古屋臨海高 速鉄道株式会	9(1) 東海地震注意情報発表時 ア 旅客列車の平常運転 <u>状況に応じ</u>	第5節 鉄道	名古屋臨海高 速鉄道株式会	9(1) 東海地震注意情報発表時 ア 旅客列車の平常運転及び貨物列車	対策の整理	
		述 試 但怀以云 社	た輸送力増強及び貨物列車の当社	」 	迷妖垣休以云 社	の当社線進入禁止	八八八〇正江	
229		1	<u>に棚送り増強</u> 及び負物列車の当社 線進入禁止		↑1	の当社縁進入禁止		
			イ(略)			イ(略)		
			9(2) 警戒宣言発令時			9(2) 警戒宣言発令時		
			ア 運転中の列車の最寄駅停止及び運			ア 運行中の列車の最寄駅停止及び運	表記の整理	
			・			転中止		
			イ 電車線への送電停止			(削除)	対策の整理	
			ウ 旅客への情報提供及び列車の運転			イ 旅客への情報提供及び列車の運転		
						— 休止案内		
	第11節	 東海財務局、日	1(1) 預金取扱金融機関への措置	第11節	東海財務局、日	1(1) 預金取扱金融機関への措置		
	金融対策	本銀行名古屋	1(2) 保険会社及び少額短期保険業者へ	金融対策	本銀行名古屋	1(2) 保険会社及び少額短期保険業者へ		
		支店	の措置		支店	の措置		
			1(3) 火災共済協同組合への措置			(削除)	法の改正	
			1(<u>4</u>) 証券会社等への措置			1(3) 証券会社等への措置		
			(追加)			1(4) 電子債権記録機関への措置		
		県	2 農業協同組合系:漁業協同組合系金融		県	2 共済事業を行う中小企業等協同組合	表記の整理	
			機関に対する業務の円滑な遂行確保要			<u>並びに</u> 農業協同組合系 <u>及び</u> 漁業協同組		

頁		現行(斗	⁷ 成 25 年 5 月修正)		改正案		
			請			合系 <u>の</u> 金融機関に対する業務の円滑な 遂行確保要請	
	第1節 避難			第1節 避難対策			
230		こおける措置		1 市町村における			法の改正
	. ,	こおける避難生活((4) 屋外における			
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		生活は、原則として屋外によるものとする。			生活は、原則として屋外によるものとする。	
			、疾病者、乳幼児等災害時要援護者の保護			のため、安全性を勘案のうえ、必要に応じ	
			うえ、必要に応じて屋内における避難生活	(室内における	D	を運営できるものとする。	
		できるものとする。 寺要援護者に対する		 (6)要配慮者に対 [:]	する古怪。	和虔	
			る文版・配慮 自主防災組織単位に、在宅の高齢者、乳幼	· · ·		_{もに} 支援者の人数及び介護者の有無等の把握に	
			婦等、避難にあたり他人の介護を要する者			支援を行うものとする。	
			等の把握に努めるとともに、必要な支援を	73,00000	-		
		のとする。					
	第4節 道路			第4節 道路交通対			
235		委員会における措 	置	1 県公安委員会に	誤訂正		
	(2) 交通規			(2) 交通規制の内容			
		或交通規制		イの広域交通規	記制		
	(表中) 高速道路	 南知多道	5 □ ∇	(表中) 高速道路	南知多道	5 DQ	
	同述坦始	(追加)	2 哈	同述理的	知多横断		
			[[[空港連絡道路			<u></u>	
			大工化连和追叫		꾸마쁘	工化连和坦邱	
236	(6) 緊急動	輸送車両の確認		 (6) 緊急輸送車両	の確認		誤訂正
	. ,		及び証明書の交付	. ,		及び証明書の交付	EX II J III
			と認定したときは、県又は県公安委員会は、			と認定したときは、県又は県公安委員会は、	
	「緊急	輸送車両確認証明	書」を標章とともに申請者に交付する。	「緊急 <u>通行</u> 車同	「確認証明	書」を標章とともに申請者に交付する。	
	<u> </u>	∿ 5+ 1-1 -75			-		!
246	第11節 会		タナ尼士広にかける世界	第11節 金融対策	-	タナ尼士広にもは2世里	きの地正
246	1 宋海則都	第同及ひ口平銀行	名古屋支店における措置	1 宋海財務同及0	プロ 4 銀行	名古屋支店における措置	法の改正

頁	現行(平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
	(3) 火災共済協同組合への措置	(削除)	
	ア 強化地域内に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応		
	<u>(ア) 業務時間中に警戒宣言が発せられた場合には、組合において、</u>		
	<u>共済事業に関する業務を停止するとともに、業務停止等の措置を</u>		
	講じた旨を取引者に周知徹底する。		
	(イ) 業務停止等を取引者に周知徹底させる方法として、組合にお		
	いて、業務停止等を行う店舗名等のポスターの店頭掲示、新聞や		
	インターネットのホームページへの掲載等を行うことによる。		
247	<u>(り) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、</u>		
	発災後の共済事業の円滑な遂行の確保を期するため、組合におい		
	て共済事業に係る業務の開始又は再開は行わない。		
	<u>(I) 警戒宣言が解除された場合には、組合において、可及的速や</u>		
	<u>かに平常の業務を行う。</u>		
	(1) 発災後の組合の応急措置については、第4 編第1 章第2 節1(2)		
	ウに基づき、適時、的確な措置を講ずる。		
	イ 強化地域外に事務所等を置く組合の警戒宣言時の対応		
	強化地域内の事務所等が業務停止等の措置をとった場合であっ		
	ても、強化地域外の事務所等においては平常どおり業務を行う。		
	(<u>4</u>) 証券会社等への措置	(<u>3</u>) 証券会社等への措置	
	(追加)	(4)電子債権記録機関への措置	
		ア 強化地域内に本店その他の営業所を置く電子債権記録機関の警	
		戒宣言時の対応	
		<u>(ア) 営業時間中に警戒宣言が発せられた場合には、営業所の営業</u>	
		<u>を停止するとともに、営業停止の措置を講じた旨を取引者に周</u>	
		<u>知徹底すること。</u>	
		(イ) 営業停止等を取引者に周知徹底させる方法は、営業停止等を	
		行う営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段を用いて告	
		示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームペー	
		ジに掲載することによる。	
		(ウ) 休日、開店前又は閉店後に警戒宣言が発せられた場合には、	
		発災後の電子債権記録業務の円滑な遂行の確保を期すため、営	
		<u>業所での営業の開始又は再開は行わない。</u>	

頁	現行 (平成 25 年 5 月修正)	改正案	改正理由
247	2 県(農林水産部)における措置 <u>県は、関係機関と緊密な連携をとりつつ、</u> 農業協同組合系・漁業協 同組合系の金融機関について、民間金融機関等と同様の措置を講じるよ う要請する。 第12節 郵政事業対策 1 日本郵便株式会社における措置 (1)強化地域内の郵便局の措置 工 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基 づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者 の安全確保に万全を期するものとし、その際、 <u>高齢者、障害者等の</u> 災害時要援護者に十分配慮するものとする。	(I) 警戒宣言が解除された場合には、可及的速やかに平常の営業を行うこと。 (オ) 発災後の電子債権記録機関の応急措置については、第4編第1章第2節1(2)エに基づき、適時、的確な措置を講ずる。 イ 強化地域外に営業所を置く電子債権記録機関の警戒宣言時の対応強化地域内の本店その他の営業所が営業停止の措置をとった場合であっても、強化地域外の本店その他の営業所については、平常どおり営業を行う。 2 県(産業労働部、農林水産部)における措置共済事業を行う中小企業等協同組合並びに農業協同組合系及び漁業協同組合系の金融機関について、県は、関係機関と密接な連携をとりつつ、民間金融機関等と同様の措置を講じるよう要請する。 第12節 郵政事業対策 1 日本郵便株式会社における措置 (1)強化地域内の郵便局の措置 エ 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。	法の改正法の改正

第2節 地震・津波被害の予測及び減災効果

1 南海トラフで発生する恐れのある地震・津波の被害予測及び減災効果

(1)被害予測

ア 調査の目的

県は、戦後最大の甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓として、これまでの地震被害予測調査を最新の知見に基づいて見直し、今後の防災・減災対策の効果的な推進に資することを目的として、被害予測調査を実施した。

イ 調査結果の概要

(ア)調査対象とした地震・津波

南海トラフで繰り返し発生する大規模な海溝型地震は、本県に与える影響は極めて大きく、その発生確率や被害規模から、本県としてまず対策を講ずべき対象として考慮するものである。

南海トラフで発生する地震・津波には多様性があり、予測困難なものがあるが、効果的な防災・減災対策の実施に繋げていくため、南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうちで過去に実際に発生したものを参考に想定することとした。(「過去地震最大モデル」による想定)

a 「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。

本県の地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

b 【補足】「理論上最大想定モデル」

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。(「理論上最大想定モデル」による想定)

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

(国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・ 津波モデル」。)

本県の地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照 するものである。

(イ)結果

a 「過去地震最大モデル」

<揺れ、液状化>

平野部や半島部において、広い範囲に渡り震度 6 強以上の強い揺れが想定される。一部の地域で、震度 7 の非常に強い揺れが想定されるところもある。

尾張西部、西三河南部、東三河を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

震度7:7市町、6強:21市町村、6弱:22市町村、5強4市町

<浸水・津波>

渥美半島の外海では、最短で約9分後に津波(30cm)が到達すると想定される。

堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において広い範囲が浸水する結果となっている。 揺れ、液状化により堤防等が被災した場合、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域 (浸水深 1cm 以上)
10.2m	9 分 津波高 30cm	約 28,000ha

<被害量の想定結果>

	揺れによる全壊	約 47,000 棟		避難者数	避難	听	約 799,000 人
建	液状化による全壊	約 16,000 棟		性無自致 ;	避難	听外	約 748,000 人
建物被害	津波・浸水による全壊	約8,400棟	生	4	合	Ħ	約 1,547,000 人
害	急傾斜地崩壊等による全壊	約 600 棟	生活	帰宅困難者	数 * 5	約 85	8,000~約930,000人
	地震火災による焼失	約 23,000 棟	への	飲料水不足	* 6		約 13,000 トン
* 1	合 計	約 94,000 棟	影響	食料不足*6	;		約 214 万食
人	建物倒壊等による死者	約2,400人	響	毛布不足			約 45 万枚
於	浸水・津波による死者	約3,900人		入院対応不足数		約6,300人	
(的被害	急傾斜地崩壊等による死者	約 50 人		外来対応不足数		約 5,100 人	
古	地震火災による死者	約 90 人	褎	災害廃棄物	(がれ	き)	約 13,374,000 トン
*2	死者数合計	約6,400人	廃棄物	津波堆積物			約6,864,000トン
Ð	上水道(断水人口)	約7,021,000人	物	合 計			約 20,238,000 トン
1	下水道(機能支障人口)*3	約3,207,000人	经	直接的経済	被害		約 13.86 兆円
フラ	電力(停電軒数)	約3,757,000軒	済	(復旧に要	する費	用)	רושל 13.00 ניה
フイ	固定電話(不通回線数)	約 1,205,000回線	経済被害	間接的経済	被害		約 3.00 兆円
ーン	携帯電話(低波基地局率)*3	約 81%	舌	(生産額の	低下)		#y 3.00 /b 🗀
被害	都市ガス(復旧対象戸数)	約 169,000 戸					
古	LPガス(機能支障世帯)	約 162,000世帯					

- *1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方 18 時の場合
- *2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合
- *3 発災1日後の想定 *4 発災1週間後の想定 *5 平日12時 *6 1~3日目の計

b 【補足】「理論上最大想定モデル」に基づく想定

< 揺れ、液状化 >

平野部や半島部において、非常に広い範囲に渡り震度 6 弱以上の強い揺れが想定される。また、広い範囲で震度7の非常に強い揺れが想定される。

震度 7 が想定される地域は、陸側ケースでは、知多、西三河、東三河に広がっており、東側ケースでは、東三河の非常に広い範囲に広がっている。

尾張西部、西三河南部、東三河の平野部を中心に、液状化危険度が高い地域が広がっている。

陸側ケース 震度7:32市町村、6強:14市町、6弱:8市町村

東側ケース 震度7:17市町、6強:27市町村、6弱:5市町、5強:4市町、5弱:1村

<浸水・津波>

渥美半島の外海では、最短で約5分後に津波(津波高30cm)が到達すると想定される。

堤防等の被災を考慮した結果、ゼロメートル地帯において非常に広い範囲が浸水する結果となっている。

揺れ、液状化により堤防等が被災した場合には、河川や海岸付近で津波到達前から浸水が始まるところがあると想定される。

津波ケース の場合に県全体の全壊・焼失棟数が最大となり、津波ケース の場合に県全体の死者数が最大となる。

津波ケース	津波高(最大)	津波到達時間(最短)	浸水想定域(浸水深 1cm 以上)
	21 m	7分 津波高 30cm	約 37,000ha
	9.3m	6 分 津波高 30cm	約 35,000ha

<被害量の想定結果>

	揺れによる全壊	約 242,000 棟	ı	建物倒壊等による死者	約 14,000 人
7.	液状化による全壊	約 16,000 棟	的	浸水・津波による死者	約 13,000 人
物	津波・浸水による全壊	約 22,000 棟	被害	急傾斜地崩壊等による死者	約 70 人
建物被害	急傾斜地崩壊等による全壊	約 700 棟	舌	地震火災による死者	約2,400人
書	地震火災による焼失	約 101,000 棟	*2	死者数合計	約 29,000 人
* 1	合 計	約 382,000 棟			

- *1 県全体の全壊・焼失等数の合計が最大となる冬夕方18時の場合(地震:陸側ケース、津波ケース)
- *2 県全体の死者数の合計が最大となる冬深夜5時の場合(地震:陸側ケース、津波ケース)

(2) 減災効果

ア 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

建物の耐震化率 100%の達成(現状:約85%)

家具等の転倒・落下防止対策実施率 100%の達成 (現状:50%)

全員が発災後すぐに避難開始

既存の津波避難ビルの有効活用(津波避難ビル:659棟)

イ 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。

建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等に より、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定される。

(ア)建物被害

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
以 口	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊棟数	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約6割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

^{*} 全壊・焼失棟数のうち、減災効果を試算した揺れによる全壊棟数のみを記載している。

(イ)人的被害

項目		過去地震	最大モデル	理論上最大想定モデル		
		対策前 対策後		対策前	対策後	
死者数		約 6,400 人	約1,200人 (約8割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)	
	うち建物倒壊等 による死者	約 2,400 人	約 700 人 (約 7 割減)	約 14,000 人	約 4,900 人 (約 7 割減)	
	うち浸水・津波 による死者	約3,900人	約 300 人 (約 9 割減)	約 13,000 人	約3,500人 (約7割減)	
	自力脱出困難	約 800 人	約 200 人 (約 8 割減)	約5,500人	約1,500人 (約7割減)	
	津めらの逃が遅れ	約3,100人	約 200 人 (約 9 割減)	約7,100人	約2,000人 (約7割減)	

^{*1} 端数処理のため合計が各数値の和に一致しない場合がある。

(ウ)経済被害額(過去地震最大モデル)

項目	対策前	対策後
経済被害額(直接被害額)	約13.86兆円	約11.25兆円(約2割減)

^{*2} 対策効果を試算した項目のみを記載しているため、各内数の合計は、死者数全体の数値に一致しない。